

答 申 書

令和3年2月24日
東大阪市環境審議会

令和3年2月24日

東大阪市長 野田 義和 様

東大阪環境審議会
会長 黒田 孝義

東大阪第3次環境基本計画の策定について（答申）

令和2年5月18日付東大阪環企第309号により、本審議会に対して諮問のありました東大阪第3次環境基本計画の策定について慎重に審議を行い、別添のとおり結論を得ましたのでここに答申します。

なお、計画の推進にあたっては答申文に十分留意されるよう申し添えます。

答 申 文

○世界や日本全国の状況の注視

経済発展や資源開発などにより、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は限界に達しつつある。その中で世界的にも持続可能な開発目標（SDGs）の採択やパリ協定の発効など、人類の生存基盤である地球環境の保全と、持続可能な社会の実現に向けて大きく動き出している。環境基本計画はこれらと時期を同じくして策定される計画であり、推進にあたっては、市の環境のみならず世界や日本全国の状況にも注視しつつ取り組みを進められたい。

○つながりの創出

環境問題を含めて我が国の様々な社会的な問題は、人と人のつながりが希薄になったことに起因する部分がある。これらの問題解決には、人と人のつながり、人と地域社会のつながり、市民・事業者・各種団体・行政相互のつながりを回復することが重要であり、各主体が意見交換できる場や、交流できる機会の創出を積極的に図るなど、つながりから絆を構築する取り組みを推進されたい。

○地球温暖化対策の取り組みの着実な推進

世界的に気候危機と呼ばれるほど地球温暖化問題は深刻化してきている。東大阪市は国に先駆けて「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目標として掲げており、とりわけ、地球温暖化対策の取り組みを着実に進められたい。

○市民の行動変容促進

豊かな環境を創造していくためには、市民一人ひとりが意識や行動を変えていく必要があり、計画を進めるうえで行政は市民の行動変容を効果的に促すような取り組みを進められたい。あわせて、一人ひとりの行動をつなげて大きな流れを創出されたい。

○環境教育の推進

豊かな環境を創造し、将来世代に引き継ぐためには、様々な世代が自分事として環境に関わるのが重要であるため、環境教育や環境学習をはじめとする機会の創出、充実を図られたい。特に、今後は人口減少や高齢化が進んでいくことから、これからの社会を担う子どもたちに対する環境教育と幅広い世代への環境学習の推進を図られたい。

○市民意見等への対応

計画の推進にあたっては、行政においては市民や市民団体が意見を表明できる環境の整備や、市民意見に対して行政の見解を示すような仕組みを充実され、周知徹底されたい。さらに、市民の環境への関心を高めるよう工夫されたい。

○身近な環境問題の解決

計画の根底には市民一人ひとりが感じている身近な環境問題があり、計画の推進にあたっては、それらの解決につながるような施策や事業を展開されたい。

○東大阪市の関連計画との整合による適切な進行管理

環境基本計画は東大阪市の環境分野における総合計画であるため、環境分野の道標・指標として東大阪市の各個別関連計画との整合を図り、適切な進行管理を図られたい。

○周知・啓発方法の工夫

市民や事業者、各種団体に広く理解されるよう、丁寧な周知・啓発を図られたい。また、当面はコロナ禍における周知・啓発方法を工夫されたい。

**東大阪市第3次環境基本計画(案)
について(答申)**

**東大阪市環境審議会
令和3年2月**

目次

.....

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画の基本的事項.....	1
第2節 計画策定の背景.....	5
第3節 本市の概況.....	7
第2章 基本構想.....	10
第1節 目指す環境像.....	10
第2節 基本方針と基本視点.....	10
第3章 施策体系.....	14
第1節 計画の体系.....	14
第2節 環境分野別の取り組み方針.....	16
第4章 計画の推進体制.....	36
第1節 総合的な体制づくり.....	36
第2節 計画の進捗管理.....	37
第3節 各主体による環境配慮行動.....	38
資料編.....	401

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画の基本的事項

1. 東大阪市環境基本計画とは

東大阪市環境基本計画（以下「基本計画」という。）は、「東大阪市環境基本条例」（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、本市の環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。

「環境」という言葉が示す範囲は多岐に渡りますが、基本計画においては、条例に基づく生活環境、自然環境、都市環境、循環型社会、地球環境の5つの環境分野を設定しています。各環境分野が範囲とする内容は下表のとおりです。

表1 5つの環境分野

環境分野	範囲とする内容
生活環境	大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、有害物質など
自然環境	みどり、水辺、身近な生物（植物・動物）
都市環境	景観、快適な都市空間、歴史・文化など
循環型社会	廃棄物発生抑制、資源の循環的利用、廃棄物適正処理
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など

2. 基本計画の目的

基本計画では、市民、市内の事業者、各種団体、行政、市外からの通勤・通学者など市内に來訪するすべての人や事業者の協力の下、生活環境、自然環境、都市環境、循環型社会、地球環境の5つの環境分野を保全・推進することにより、未来に向かって、より良い環境を築いていくことを目的とします。

3. 東大阪市第3次環境基本計画（以下「本計画」という。）について

これまでの取り組み状況として、2003（平成15）年4月に最初の基本計画を策定し、その後、2011（平成23）年3月に「東大阪市第2次環境基本計画」（以下「前計画」という。）を策定しました。

前計画は、2011（平成23）年度から2020（令和2）年度までの10年間を期間とし、「みんなで引き継ぐ豊かな環境創造都市・東大阪」の理念を掲げ、各種環境施策に取り組みました。

本計画は第3次計画として策定するものであり、名称、計画期間は以下のとおりです。

【計画名称】東大阪市第3次環境基本計画

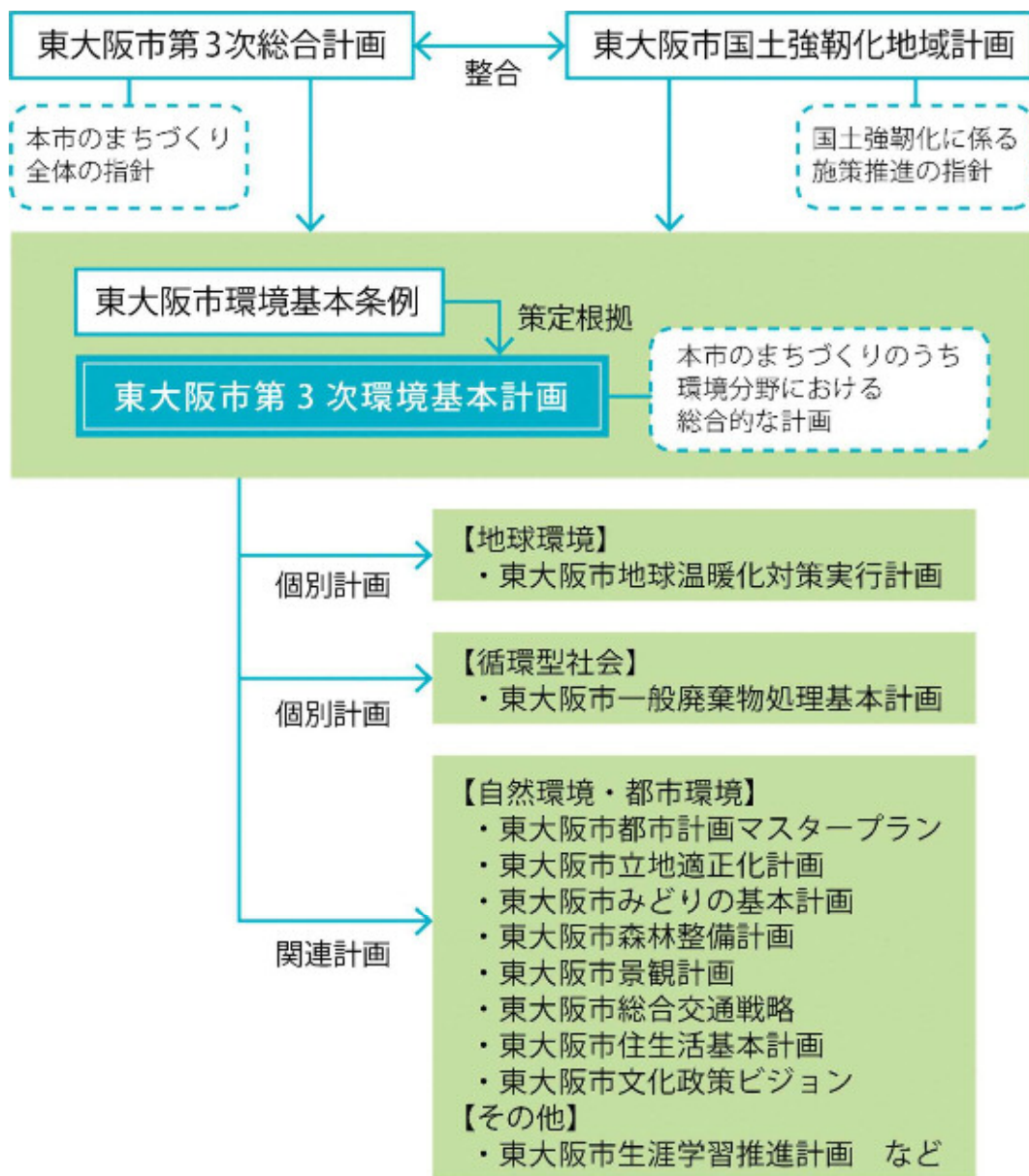
【計画期間】2021（令和3）年度～2030（令和12）年度までの10年間

4. 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりにおいて、環境に関する分野をどのように進めていくかの指針を示すものであることから、本市の環境分野における総合的な計画の位置づけとなります。

本計画の上位計画には、本市のまちづくり全体の指針となる「東大阪市第3次総合計画」（以下「総合計画」という。）があり、本計画は、総合計画が示す将来都市像「つくる・つながる・ひびきあう—感動創造都市 東大阪—」の実現を環境分野から目指します。

また、本計画において設定する生活環境・自然環境・都市環境・循環型社会・地球環境の5つの環境分野を保全・推進するにあたっては、その方向性を示す本市の個別計画や関連計画が策定されています。このことから、本計画は、環境分野の総合的な計画となるものですが、これらの個別計画・関連計画と整合を図りながら、計画を推進していきます。



※生活環境分野は法・条例による規制が中心

図1 本計画の位置づけ

5. 本計画における5つの環境分野の考え方について

環境問題は人間の活動が引き起こしたものであり、日本においては、工場や事業場を発生源とする大気汚染や水質汚濁、騒音、振動等が住民の生活環境の安全を脅かす公害問題が最初の環境問題です。今ではこれらの公害問題は私たち自身の手により克服されつつありますが、現在ではさらに大きな環境問題として、地球温暖化をはじめとする地球環境問題や廃棄物の問題を抱えており、解決していく必要があります。これらを踏まえ、本計画では生活環境・自然環境・都市環境・循環型社会・地球環境の5つの環境分野を次のように整理しました。

私たちの生活は、地球からの様々な恵みを受容することで成り立っています。しかし、私たちの大量に資源を消費する社会経済活動が、地球に大きな負担をかけており、地球は限界に達しつつあると言われていています。その結果、様々な環境問題が顕在化し、私たちの生活の根幹を揺るがしかねないものとなってきました。

そこで、私たちがこの地球に生かされている、ということを一一人ひとりがしっかりと認識し、地球環境問題にまず意識を向けなければなりません。また、地球の限りある資源を有効に活用しなければ、私たちの生活の持続は不可能であることから、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から早期に脱却し、環境負荷が少ない循環型社会を構築することも急務です。このように、私たちがこの地球に生きる一員であるという大きな前提（土台）を忘れてはなりません。

この前提の下、本市域の生活環境に目を向けると、本市は全国有数のモノづくりのまちであり、工場密度が全国一位となっています。そのため、住宅と工場が同地域に混在する「住工混在」を背景とした公害問題が本市における環境問題の原点となっています。生活環境を保全し、市民が健康で安心して暮らせることは重要であり、この問題を解決すべく、本市では独自の条例として「東大阪市生活環境保全等に関する条例（旧公害防止条例）」や「東大阪市住工共生のまちづくり条例」を制定し、公害規制や住工共生の取り組みを進めてきました。

一方、本市の東地域には生駒山系を代表とする豊かな自然環境がありますが、本市にとって替えがきかない重要な自然環境であり、保全し、後世に引き継いでいく必要があります。さらに、古くからある生駒山系の自然や歴史的文化的な遺産を保全することで、本市らしい景観や街並みの形成につなげ、都市環境を築いていく必要があります。

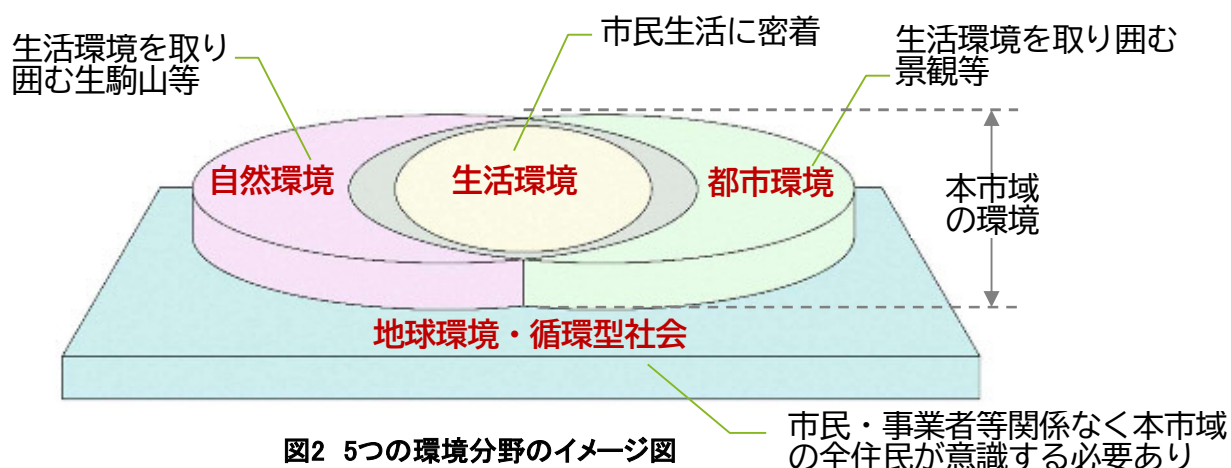


図2 5つの環境分野のイメージ図

■ ■ コラム ■ ■ 地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）

本計画の第1章第1節の5でふれました「地球は限界に達しつつある」に関する考え方として、2009（平成21）年に提唱された「地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）」という考え方があります。

「地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）」とは、人間の活動が地球システムに及ぼす影響を客観的に評価する方法の1つで、人間の活動が地球システムの機能に下表の9つの変化を引き起こしているという考え方に基づいています。

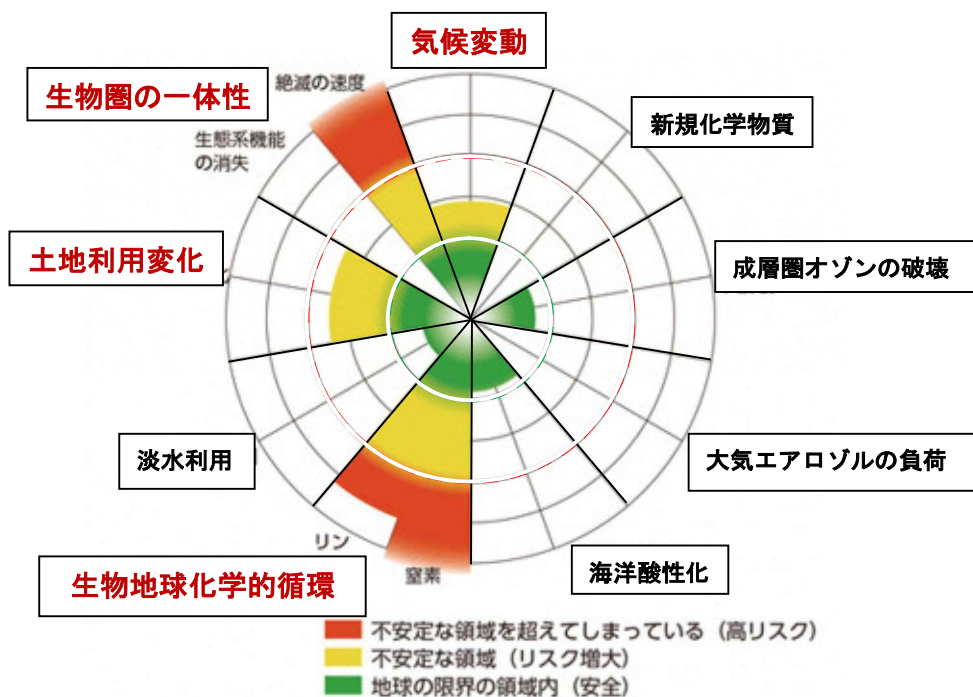
【9つの変化（項目）】

①生物圏の一体性 (生態系と生物多様性の破壊)	④土地利用変化	⑦大気エアロゾルの変化
②気候変動	⑤持続可能でない淡水利用	⑧新規化学物質による汚染
③海洋酸性化	⑥生物地球化学的循環の妨げ (窒素とリンの生物圏への流入)	⑨成層圏オゾンの破壊

これら9つの変化（項目）について、人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば、人間社会は発展し、繁栄できますが、境界を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされます。

現状の分析では、①生物圏の一体性、②気候変動、④土地利用変化、⑥生物地球化学的循環（窒素とリン）の4つは、人間が安全に活動できる範囲を越えるレベルに達しているとされています（下図の円において中心から外側まで着色している領域ほど危険）。

「地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）」は人間の活動が今後どれだけ持続可能かということと密接に関わる考え方であり、本計画の第1章第2節以降でふれる「SDGs（エス・ディー・シーズ、持続可能な開発目標）」の基礎的な考え方となっています。



出典：環境省「平成29年版 環境白書」より

第2節 計画策定の背景

1. 国際的な動向

国際的な動向として、2015（平成27）年9月に国連において、国際社会が2030（令和12）年に向けて持続可能な社会の実現のために取り組むべき課題を集大成した新たな国際的な枠組みとして、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この中では、地球上の「誰ひとり取り残さない」ための、持続可能な社会づくりを目指した世界共通の目標「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）が掲げられました。SDGsには、17のゴールと169のターゲットが設定されています。

さらに、2015（平成27）年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020（令和2）年以降の気候変動対策の新たな国際枠組みとなるパリ協定が採択されました。この協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温の上昇を2℃未満に保ち、1.5℃に抑える努力をしていくことが明記されました。また、今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロ（人為的な温室効果ガスの排出と森林による吸収量とのバランスを取る）とする目標を掲げています。

2. 国の動向

国においては、2018（平成30）年4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。この中では、①「地域循環共生圏の創造」、②「世界の範となる日本の確立」、③「①②を通じた持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現」が掲げられました。

また、SDGsについて、「SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要である」としています。



図3 地域循環共生圏

～地域が自立し支え合う関係づくり～

出典：環境省「第五次環境基本計画」より

3. 大阪府の動向

大阪府では、2011（平成23）年3月に「大阪21世紀の新環境総合計画」を策定しています（2018（平成30）年7月に改定）。この中では、豊かで美しい自然を守り、将来に引き継いでいくためには府民一人ひとりが環境保全活動に取り組む必要があることから、環境の将来像として「府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市」が掲げられています。その将来像を実現するための施策体系として、「府民の参加・行動」及び4つの目標「低炭素・省エネルギー社会の構築」、「資源循環型社会の構築」、「全ての命が共生する社会の構築」、「健康で安心して暮らせる社会の構築」を設定しています。

■ ■ コ ラ ム ■ ■ SDGs (エス・ディー・ジーズ・持続可能な開発目標)

第1章第2節の1でふれましたSDGs(持続可能な開発目標)は、2016(平成28)年から2030(令和12)年までの15年間で貧困や不平等・格差、気候変動、資源枯渇、自然破壊などの様々な世界的問題を根本的に解決し、持続可能で「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指すための世界共通の17の目標です。

「持続可能な開発」とは、「将来の世代のための環境や資源を壊さずに、今の生活をより良い状態にすること」です。「将来の世代のための環境や資源を壊さずに」という点は環境の保全ですが、それに加えて「今の生活をより良い状態」とするためには、環境だけでなく、経済や社会の側面も向上する必要があります。

従って、SDGsは、環境・経済・社会の3つの側面について、統合的に向上していくことにより、持続可能な社会を実現するための目標となります。

	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>12. つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p>4. 質の高い教育をみんなに 全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する</p>		<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う</p>		<p>14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する</p>
	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>		<p>15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する</p>
	<p>7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る</p>
	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(適切な雇用)を促進する</p>		<p>17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る</p>		

第3節 本市の概況

1. 地理的条件

① 位置・面積

本市は淀川と大和川にはさまれた大阪府の中央部の東側に位置し、西は大阪市、南は八尾市、北は大東市と接し、東は生駒山地で奈良県と境を接しています。

本市の面積は61.78km² (6,178ha) で、そのうち4,981haが市街化区域(※)となっています。
(※)市街化区域とは、既に市街地を形成している区域と10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことです。



図4 本市の位置

② 地形・水系

本市の東部に南北に生駒山地がちなり、小扇状地があり、西方は平野が広がっています。生駒山頂は海拔642.27m、平野部は標高5～6m前後となっています。

平地には、恩智川が生駒の山麓に沿って谷川の水を集めながら北上し、第二寝屋川と長瀬川が西部の市街地のなかを南から北西へ流れています。また、寝屋川が北部をかすめて西へ流れています。

③ 交通

東西方向を中心に鉄道が発達し、鉄道は6路線、駅は23か所に26駅があります。2029(令和11)年には大阪モノレールが門真市駅から近鉄奈良線と交差する(仮称)瓜生堂駅まで南伸予定となっており、南北方向の移動についても、さらに利便性が高まっていきます。



図5 市域の河川及び交通網(交通網は2019年4月1日現在) 出典：東大阪市第3次総合計画より加筆

2. 本市の地理的成り立ち

およそ120万年前、断層が活動を繰り返し、平らだった土地が高く盛り上がってきたのが生駒山地です。谷川が山の斜面を削り、平地に出たところで土砂を積もらせて、なだらかな扇状地をつくりました。

縄文時代に、海面が上昇し海が内陸深く入り込んで、生駒山地の西側、現在の河内平野は、河内湾とよばれる入海になっていました。そこに大和川が、南からいく筋にも分かれてそそいでいました。やがて、海面が下がるとともに、大和川が運ぶ土砂で埋まり、河内湾は河内潟から河内湖と小さくなり、江戸時代には新開池や深野池とよばれる池沼になっていました。

大和川は、たびたび氾濫を繰り返してきましたが、江戸時代の中頃に付け替えられ、跡地は新田として開発されます。恩智川や楠根川は土砂がたまって天井川になりましたが、昭和になって、楠根川は第二寝屋川に付け替えられ、恩智川は改修がすすめられ治水緑地も整備されています。

このような成り立ちから、平野部は海拔が低く、多くの河川が流れていることが本市の地理的な特徴となっており、本市一帯は降った雨がそのまま河川に流れ込まないこととあわせて、大雨による浸水被害が起こりやすいと言えます。また、生駒山麓では大規模な土砂災害の危険もはらんでいます。

このことから、近年の地球温暖化の影響と考えられる台風の強大化や急な短時間豪雨の増加による風水害には、特に備える必要があります。

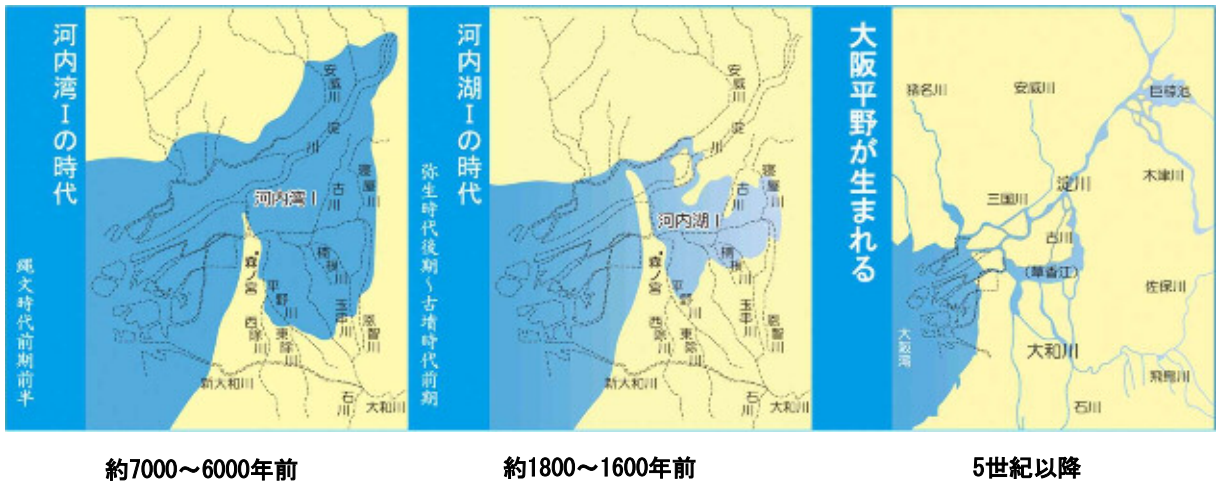


図6 河内湾の時代から大阪平野誕生までの変遷

出典：水都大阪 古代大阪の変遷 ウェブサイト

3. 本市の人口

本市は今後本格的な人口減少、高齢化の時代を迎えることが見込まれています。本市の人口は1975（昭和50）年をピークに停滞し、1990（平成2）年から減少しはじめており、今後も減少傾向が続くと予測されています。本計画の最終年度である2030（令和12）年には本市の人口は約45万3千人と推計されていますが、若者・子育て世代の定住促進等の人口減少対策を推進することで、約48万人の人口を目指します。

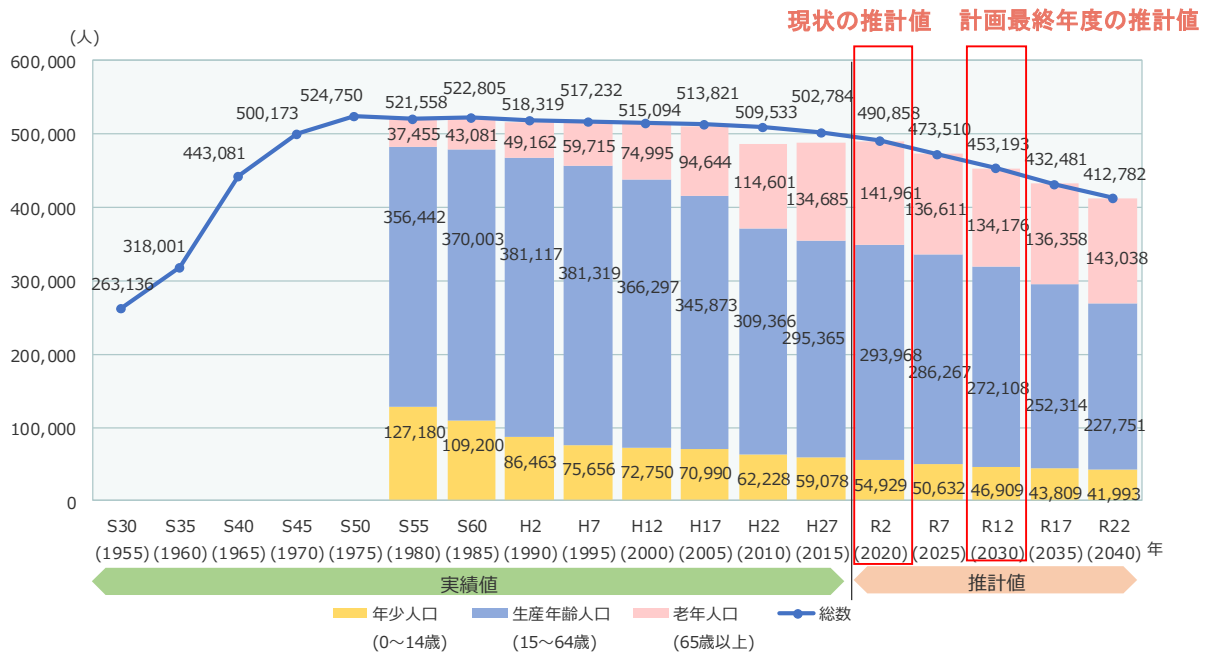


図7 人口推移

※1955（昭和30）年～2015（平成27）年の総数は年齢不詳を含む。出典：東大阪市第3次総合計画より

高齢化率（65歳以上の人口比率）は年々上昇し、本計画の最終年度の2030（令和12）年には29.6%となり、その後も上昇する見込みとなっています。

今後このような状況が見込まれる中で、環境に配慮した取り組みを進めていくためには、子どもたちから高齢者まで幅広い世代の参加を促していく必要があります。

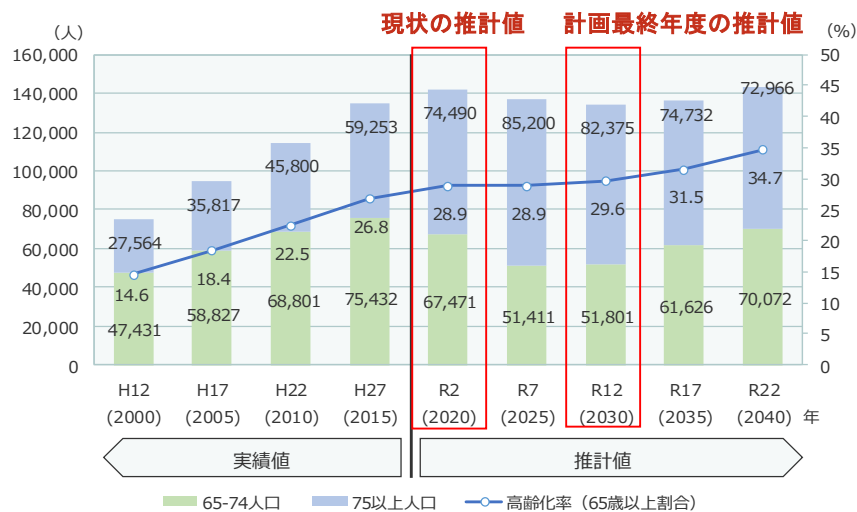


図8 高齢者数の推移

出典：東大阪市第3次総合計画より

第2章 基本構想

第1節 目指す環境像

目指す
環境像

豊かな環境を創造するまち・東大阪
～一人ひとりの行動が未来を築く～

2030（令和12）年へ向けて、豊かな環境を築いていくためには、今を生きる私たち一人ひとりの行動や取り組みが重要であり、その積み重ねが大きな影響を与えると考えます。

さらには、パリ協定やSDGsの考え方、環境・経済・社会の統合的な向上など、本市だけでなく、本市を取り巻く世界の影響も踏まえた取り組みを進めていかなければなりません。

そのため、市民や事業者・各種団体・行政を構成する一人ひとりが、世界の動きにも目を向けつつ、環境を意識するだけでなく、実際に行動へ移すことが重要です。また、各主体が行動へと移すにあたっては、お互いを尊重し、協働することによって、環境への負担が少ない持続可能な社会・環境づくりに取り組むことが求められます。

このような観点から、本市が目指す環境像として「豊かな環境を創造するまち・東大阪～一人ひとりの行動が未来を築く～」を掲げます。

第2節 基本方針と基本視点

1. 基本方針

本計画全体を通じて念頭に置く基本方針は以下のとおりです。

(1) 持続可能な社会を実現するための環境施策を実行する

- ・ 持続可能な社会を実現していくため、SDGsの考え方と整合の取れた環境施策を設定・実行します。

(2) 本市の環境分野における道標としての役割を担う

- ・ 本計画は、本市の環境分野における総合的な計画として、関連する個別計画との整合を図るとともに、環境分野の道標・指針となる考え方を示します。
- ・ 環境施策が計画的に進んでいるかを確認するための指標等においても、個別計画と統一的な指標を用います。

(3) 市民・事業者・各種団体・行政が協働する

- ・ 市民・事業者・各種団体・行政の協働を重視しながら、各種施策を実行します。

2. 基本視点

本計画において踏まえるべきポイント（基本視点）は以下のとおりで、各々の視点は相互に関連してつながりあっています。

(1) 環境・経済・社会の統合的向上（SDGsの考え方）

- ・ 本計画に基づく取り組みにより、環境が良くなるだけでなく、経済・社会の課題解決へ貢献するような観点を盛り込みます。

(2) 世界の環境の動向を考慮

- ・ 環境に関する課題は本市だけでなく、日本全国、地球規模の課題も少なくありません。そのため、世界における環境分野の課題や動向を考慮したものとします。

(3) 日本古来の考え方

- ・ ものを大切にする「もったいない」の心や自然と共に生きる知恵と伝統など、日本独自の考え方や習慣等を踏まえたものとします。

(4) 環境に関する情報発信

- ・ 環境教育の推進をはじめとして、市民・事業者を啓発する取り組みを重視します。とりわけ、子どもたちに対する働きかけを推進していきます。

(5) 協働の取り組み

- ・ 市民・事業者・各種団体・行政による個別の行動に加え、協働の視点を重視します。
- ・ 行政が率先して、各主体に対し、連携・役割分担が進むような取り組みや働きかけを行います。

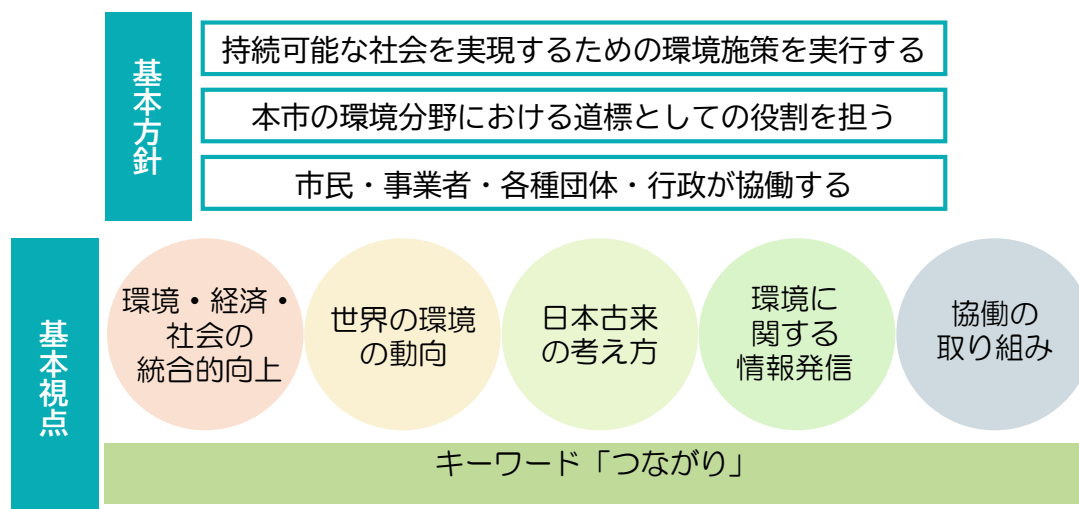


図9 基本方針と基本視点

3. SDGsと環境の関わり

SDGsが示す17のゴールは環境、経済、社会の幅広い分野にわたっており、「ゴール6：安全な水とトイレを世界中に」、「ゴール7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「ゴール12：つくる責任 つかう責任」、「ゴール13：気候変動に具体的な対策を」、「ゴール14：海の豊かさを守ろう」、「ゴール15：陸の豊かさを守ろう」は、特に環境と関わりが深くなっています。

しかし、一見すると環境に関わりがなさそうな他のゴールも環境とも関係があり、これはSDGsが持つ特徴の1つであると言えます。つまり、環境・経済・社会の各分野の三側面はそれぞれ個別にとらえるのではなく、「つながり」をもって相互に関連しあっています。そのため、課題解決に向けては統合的・分野横断的な取り組みが求められます。

環境、経済、社会の三側面とSDGsの関係を模式的に木の幹で表したものが下の図になります。木の枝には、環境・経済・社会の三層を示す葉が繁り、木を支える幹はガバナンス（協働による仕組みづくり）を示しています。次に、木の根に最も近い枝葉の層は環境であり、環境が経済・社会の根底にあり、その基盤上に社会経済活動が成り立っていることを示しています。また、木が健全に育成するためには、木の幹が枝葉をしっかり支えるとともに、水や養分を隅々までいきわたらせる必要があります。木の幹に例えられているガバナンスは、SDGsが目指す環境・経済・社会の三側面の統合的向上を達成する手段として不可欠なものです。また、模式図の三層それぞれに、関連性の深いSDGsのゴールを当てはめてみると、ゴールが相互に関連していることが一層理解しやすくなります。



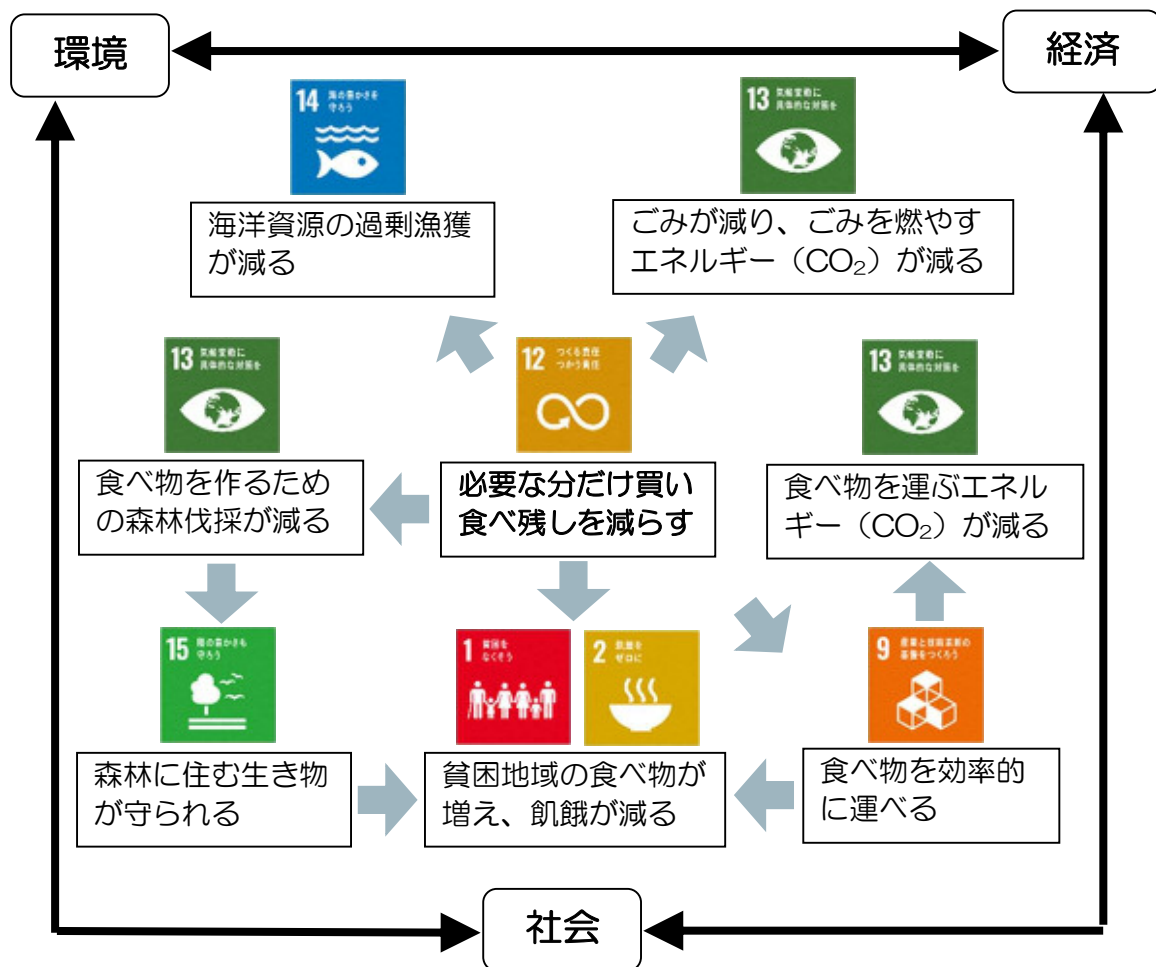
図10 環境・経済・社会を三層構造で示した木の図

出典：環境省「平成29年版 環境白書」を参考として作成

コラム 食べ残しを減らすとどうなる？ ～SDGs的観点で～

近年食べられる状態の食品がそのまま廃棄される「食品ロス問題」が大きな問題となっています。この問題に対して、私たちが日常生活でできる行動の1つとして、「必要な分だけの食品を買い、食べ残しを減らす」ことが挙げられます。

この行動自体はSDGsの17の目標のうち、直接の目標で言えば、「ゴール12：つくる責任 つかう責任」の達成に貢献するものですが、SDGsの考え方で捉えると下図のように、様々な側面に良い影響をもたらしていることがわかります。



第3章 施策体系

第1節 計画の体系

1. 施策の体系図

本市が目指す環境像「豊かな環境を創造するまち・東大阪 ～一人ひとりの行動が未来を築く～」の実現に向け、①地球環境、②循環型社会、③生活環境、④自然環境、⑤都市環境の順序で環境分野ごとに目標を立てます。なお、この順序については、第1章第1節の5でふれました本計画における5つの環境分野の考え方を踏まえたものとしています。

各環境目標には、進捗状況の確認のため、定量的な指標を設定し、その状況を把握・評価するものとします。さらに、これらの環境目標の達成のための横断的な仕組みづくりも推進します。

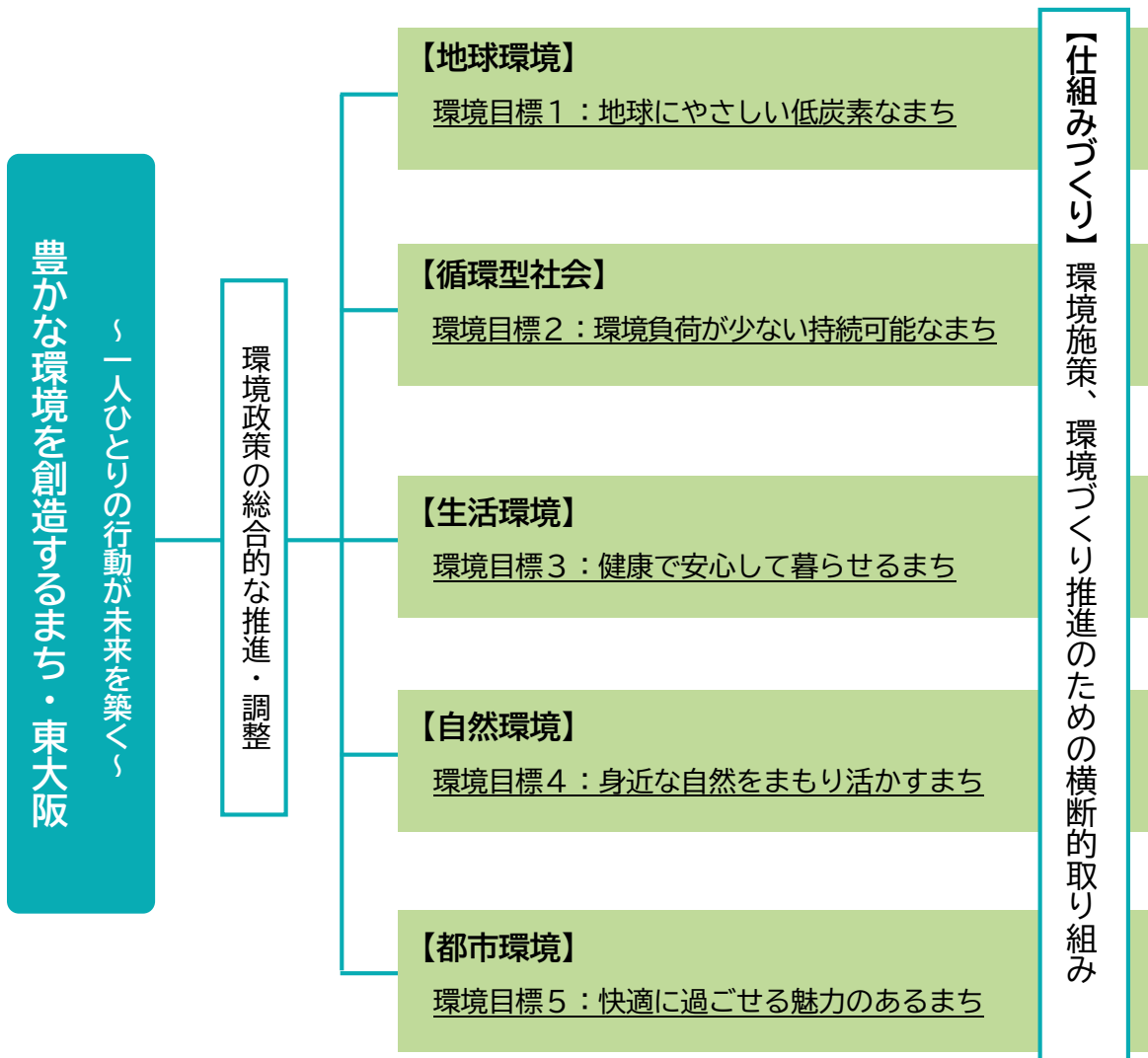











図11 施策の体系図

2. 各環境目標と関係するSDGs

各環境目標が主として関係するSDGsは下表のとおりで、各環境目標の達成を目指すことにより、関係するSDGsの達成にも貢献します。

表2 各環境目標と主に関係するSDGs

	主に関係するSDGs				
環境目標1 地球にやさしい 低炭素なまち					
環境目標2 環境負荷が少ない 持続可能なまち					
環境目標3 健康で安心して 暮らせるまち					
環境目標4 身近な自然をまもり 活かすまち					
環境目標5 快適に過ごせる 魅力のあるまち					
仕組みづくり					

第 2 節 環境分野別の取り組み方針

地球環境


環境目標 1：地球にやさしい低炭素なまち



「2050（令和32）年温室効果ガス排出実質ゼロ」の実現に向けて、既に顕在化してきている地球温暖化の影響に備えつつ、温室効果ガスのさらなる削減により「地球にやさしい低炭素なまち」を目指します。

基本方針 1	地球温暖化の進行を和らげる「緩和策」の推進
<p>「2050（令和32）年温室効果ガス排出実質ゼロ（※）」の実現に向けて、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー化の促進、低炭素なライフスタイルへの変容促進、二酸化炭素の吸収源対策などにより、温室効果ガス排出量削減の取り組みである「緩和策」を推進します。</p> <p>(※)排出実質ゼロとは、私たちの活動により排出される人為的な温室効果ガス排出量を、森林等の吸収源が除去できる量にまで削減することにより、実質的に排出量をゼロとすることを言います。</p>	
背景など	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境問題は地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊など様々あります。私たちが便利で豊かな生活を追い求めた結果、近年最も深刻化してきているのは地球温暖化です。 地球温暖化の進行により、海面上昇や大規模な災害の発生、生態系の損失などの影響が既に顕れ始めています。 地球温暖化の原因は主に私たちの活動でエネルギーを消費することにより発生する二酸化炭素などの温室効果ガスです。 地球温暖化の進行を食い止めるには温室効果ガスの削減が必要です。
関連計画	東大阪市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

基本方針 2	地球温暖化の影響に備える「適応策」の推進
<p>地球温暖化の影響により、自然災害や熱中症による健康被害が増加し、また本市のような都市部においてはヒートアイランド現象など、様々な事象が顕在化してきています。その被害を回避または低減するべく備える取り組みである「適応策」を推進します。</p>	
背景など	<p>本市は多くの河川が市内を流れ、東側には生駒山地がつらなるという地理的条件を有しています。このことから、地球温暖化が影響して発生すると考えられる急な短時間豪雨や台風の風雨により、土砂崩れや風水害等の災害が発生する可能性が高く、これらの災害には特に備える必要があります。</p>
関連計画	東大阪市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

指標	本市域からの温室効果ガス排出量削減率
<p>2017（平成29）年度の本市域からの温室効果ガス排出量は約293万t-CO₂で、温室効果ガス削減目標の基準年度である2013（平成25）年度の温室効果ガス排出量である約319万t-CO₂から約8%の削減となっています。今後はさらなる温室効果ガスの削減を目指します。</p> <p>【現状値（2017年度）】 8%削減（2013年度比）</p> <p>【目標値（2030年度）】 26%以上削減（2013年度比）</p> <p>【あるべき将来像（2050年）】 実質ゼロ （森林等の吸収源が除去できる量にまで排出量を削減）</p>	 <p>図12 本市域からの温室効果ガス排出量削減率</p>

■ ■ コラム ■ ■ 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ（以下「実質ゼロ」という。）」表明

「実質ゼロ」表明を巡る動き

2020（令和2）年10月に菅義偉内閣総理大臣が所信表明において、「実質ゼロ」を国として目指すことを表明しました。一方、大阪府は国に先駆け、2019（令和元）年10月に「実質ゼロ」表明を行いました。本市においても、2020（令和2）年3月に策定した、本市域の地球温暖化対策について定める「東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「区域施策編」という。）」において「実質ゼロ」をあるべき将来像として掲げ、「実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）」を目指すことを表明しました。

「実質ゼロ」を目指す理由

パリ協定では、産業革命前からの地球の平均気温の上昇を2℃未満に保ち、1.5℃に抑える努力をしていくことを明記しています。平均気温の上昇を1.5℃以内に抑えるためには、2050（令和32）年頃までに温室効果ガスの最も多くを占めるCO₂排出量を実質ゼロとする必要があります（IPCC「1.5℃特別報告書」より）。

「実質ゼロ」の実現に向けて

区域施策編では、「実質ゼロ」の実現に向け、国が進める抜本的な技術革新等を見込んだものとしていますが、まずは市民、事業者、各種団体、行政の各主体が今から地球温暖化対策に取り組むことが重要です。

例えば、日常生活においては、省エネを心掛けること以外にも、排出係数（※）が小さな電力会社に切り替えるなど選択肢は様々ありますので、できることから始めましょう。

（※）電気を作るのにどれくらいのCO₂が排出されるかを表す数値

環境目標 2：環境負荷が少ない持続可能なまち



SDGsの考え方から「持続可能」をキーワードとして、3R（発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)）の取り組みを進め、資源を有効に利用することにより、資源が循環して持続が可能な「環境負荷が少ない持続可能なまち」を目指します。

基本方針 1	もったいない意識の浸透による、ごみの発生抑制と再使用、分別・リサイクルの推進（3Rの推進）
	<p>「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」を目指し、市民・事業者・各種団体が自発的に「ものを大切に生活」または「環境に配慮した事業活動」を実践するため、市民に対して環境学習の機会を増やすとともに、事業者が環境にやさしい事業活動を実践できるよう、施策の充実を図ります。また、ごみ処理費用の負担についても、継続して研究、検討を進めます。</p> <p>家庭から発生する資源については、市民・事業者・各種団体・行政が各々の役割と責任を認識し、相互に協力しあい、全ての市民がリサイクルへ協力できるような資源回収システムの形成を目指します。事業所から発生する資源については、事業者が自ら再生利用を推進することを原則とし、減量指導や情報提供の拡充に努め、事業者の自主的な取り組みによるごみ減量・リサイクルを推進します。</p>
背景など	<ul style="list-style-type: none"> 本市ではこれまで「環境にやさしい ごみを出さないまち東大阪」を目指して、市民・事業者・各種団体・行政の協働による3Rの推進に取り組み、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用に努めてきました。 近年は食べられる状態の食品がそのまま廃棄される「食品ロス問題」やレジ袋等のプラスチック製品が海洋に流出し、海の生態系に悪影響を及ぼす「海洋プラスチックごみ問題」が新たに問題となっています。
関連計画	東大阪市一般廃棄物処理基本計画

■ コラム ■ 3Rの取り組み順

ごみを減らすための重要な取り組みである3Rは次のとおりです。

- ① リデュース (Reduce)：発生抑制 … 無駄なごみを減らす
- ② リユース (Reuse)：再使用 … 使用済みになったものを繰り返し使用する
- ③ リサイクル (Recycle)：再生利用 … ごみを資源として再生利用する

循環型社会形成推進法において、③リサイクルは、その再生利用過程でエネルギーを消費するなど新たな環境負荷が発生することもあることから、まず①リデュースと②リユースの2Rを推進することがごみの削減の取り組みとして重要です。

指標	<指標1>家庭系1人1日あたりのごみ量[g] <指標2>ごみの資源化率[%]
----	---

<指標1>家庭系1人1日あたりのごみ量[g]

本市の一般廃棄物総排出量は減少傾向にあり、家庭系1人1日あたりのごみ量は2011（平成23）年度は583gでしたが、2019（令和元）年度は545gとなっています。今後はこの減少傾向の維持を目指します。

【過去値（2011年度）】

583g

【現状値（2019年度）】

545g

【目標値（2030年度）】

500g

(注)過去値・現状値・目標値で参照する人口データの出典元が異なるので参考比較

<人口の出典元>

過去値：住民基本台帳の登録人口

現状値：推計人口（国勢調査の結果をに算出したもの）

目標値：東大阪市第3次総合計画における目標人口



図13 家庭系1人1日あたりのごみ量

<指標2>ごみの資源化率（※）[%]

2011（平成23）年度の資源化率は15.2%でしたが、2019（令和元）年度は、資源化率は13.3%となっています。資源化率は低下傾向にあることから、今後はその改善を目指します。

【過去値（2011年度）】

15.2%

【現状値（2019年度）】

13.3%

【目標値（2030年度）】

21.8%

(※) 資源化率

ごみの総発生量に占める
総資源化量の割合

総資源化量は以下の量の合計

- ・資源物（市収集）
- ・資源物（市民・事業者独自）
- ・直接資源化量（剪定枝）
- ・集団回収量
- ・拠点回収量



図14 ごみの資源化率

基本方針2 環境に配慮した適正処理の推進																	
<p>やむを得ず排出されるごみ（一般廃棄物）については、効率性・安全性・環境に配慮した収集・運搬によって焼却施設、破碎施設、資源化施設等に搬入し、適正処理や再生利用を進めます。また、施設整備に当たっては「環境にやさしい施設づくり」に配慮し、低炭素社会の構築や自然との共生に対応した施設整備を目指します。また、多発する災害に備えるため、災害時の廃棄物処理については、災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の充実を図ります。</p> <p>産業廃棄物については、排出事業者や処理業者に対して情報提供や啓発を実施するとともに、立入検査等により、産業廃棄物の適正処理を進めます。</p>																	
背景など	<ul style="list-style-type: none"> やむを得ず排出されるごみについては、最後まで適正処理や再生利用に努める必要があります。 本市は工場や事業場が多いことから、事業活動に伴い排出される産業廃棄物対策も重要です。 																
関連計画	東大阪市一般廃棄物処理基本計画																
指標	焼却処分量[トン]																
<p>本市の焼却工場で焼却処分される一般廃棄物の量は減少傾向にあり、2011（平成23）年度は18.6万トンでしたが、2019（令和元）年度は16.8万トンとなっています。今後もこの減少傾向の維持を目指します。</p> <p>【過去値（2011年度）】 18.6万トン 【現状値（2019年度）】 16.8万トン 【目標値（2030年度）】 14.1万トン</p>																	
<table border="1"> <caption>焼却処分量 (万トン)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>過去値</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011年度</td> <td>18.6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2019年度</td> <td></td> <td>16.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2030年度</td> <td></td> <td></td> <td>14.1</td> </tr> </tbody> </table>		年度	過去値	現状値	目標値	2011年度	18.6			2019年度		16.8		2030年度			14.1
年度	過去値	現状値	目標値														
2011年度	18.6																
2019年度		16.8															
2030年度			14.1														
<p align="center">図15 焼却処分量</p>																	

コラム 東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言

プラスチックごみを減らそう、という取り組みは全国の自治体でも活発になってきており、2019（平成31）年1月に、大阪府と大阪市が共同で「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行いました。

本市では、2019（令和元）年8月に「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」を市長と市議会議長の連名で行い、プラスチックの資源循環や海洋プラスチックごみ対策を推進しています。

宣言式の様子

■ ■ コ ラ ム ■ ■ シェアリング・エコノミー（共有経済）

シェアリング・エコノミーとは、例えば、カーシェアリングサービスや最近利用者が増えてきているフリーマーケットアプリなど、インターネットを介して個人と個人の間で使っていないモノ・場所・技能などのあらゆる資産を貸し借りするサービスです。

具体的な取引の流れとしては、提供したい（貸したい、売りたい）人、利用したい（借りたい、買いたい）人がマッチングプラットフォームに登録し、不特定多数の提供者の中から、利用者がニーズに応じて選択し、お互いが合意すれば、提供者はモノ・サービスを提供し、利用者がそれを利用できるサービスです。

シェアリング・エコノミーによる環境保全効果は、モノや空間などの資源を効率的に使うことで、資源が無駄遣いにならず、廃棄物が削減できることが挙げられます。また、移動手段や空間を共有することで、CO₂排出量の削減といった効果も期待できます。いろんな場所に偏在する“使っていないモノ”の有効活用を促し、社会経済全体の生産価値を高めることが期待されるとともに、過剰消費と使い捨て文化に替わる新たなライフスタイルをもたらす可能性があります。

このことから、普段何気なくフリーマーケットアプリやカーシェアリングサービスを利用していることが、結果的には環境配慮の行動につながっていると言えます。



環境目標3：健康で安心して暮らせるまち



大気や河川等の環境モニタリング調査や工場・事業場等の公害発生源に対する指導、アスベスト・ダイオキシン類の対策や事業者による有害化学物質の適正な管理促進等を実施していくことにより、「健康で安心して暮らせるまち」を目指します。

基本方針1	公害関係法・条例に基づく規制・監視と良好な生活環境の確保
	<p>工場や事業場に対して公害関係法・条例に基づく規制基準の遵守や届出を指導するとともに、これらを発生源とする大気汚染、悪臭、騒音、振動等の公害苦情に対して適切に対応します。また、市民の身近な生活環境の状況を把握するため、大気や河川等の環境モニタリングを実施します。これらの取り組みにより、市民の良好な生活環境の確保に努めます。</p>
背景など	<ul style="list-style-type: none"> 本市における環境問題の原点は、住居と工場が同地域に混在する住工混在を背景とした公害問題です。 1973（昭和48）年には全国に先駆け、本市独自の公害規制条例「東大阪市生活環境保全等に関する条例（旧公害防止条例）」を制定しました。 2013（平成25）年には住工混在の状況を改善するため、本市独自の新たな条例として「東大阪市住工共生のまちづくり条例」を制定しました。 これまでの取り組みの結果、生活環境は良好になりつつありますが、住工混在の状況は今後も続くことから、公害苦情件数が大幅に減少する可能性は低く、引き続き対応が必要です。
関連計画	—

基本方針2	有害化学物質に対する安心の確保
	<p>ダイオキシン類の環境監視・発生源対策や解体等工事からのアスベスト飛散防止を徹底します。また、本市内の工場や事業場で使用される人の健康や生態系に有害なおそれのある多種多様な化学物質について、PRTR制度（※）に基づき、事業者に対して適正な管理を促進し、環境中への化学物質の排出量の削減に取り組みます。これらの取り組みにより、有害化学物質に対する安心の確保に努めます。</p> <p>（※）PRTR制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国が排出量・移動量を集計・公表する制度です。</p>
背景など	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類はかつて有害物質として問題となりましたが、現在では大気や河川等の環境へ与える影響は非常に小さくなってきています。 今後アスベスト使用疑いのある建築物の解体等工事の増加が見込まれています。 本市内の工場や事業場で使用される有害化学物質については、事業者に対して適正な管理を促す必要があります。
関連計画	—

<p>指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 大気環境基準達成状況 • 水質（河川）環境基準達成状況 • 騒音（道路騒音）環境基準達成状況 • 有害物質（ダイオキシン類）環境基準達成状況 																				
<p>本市の大気、水質、騒音については概ね国の環境基準を満たしており、ダイオキシン類については、国の環境基準を満たしています。</p> <p>今後は各環境基準達成状況について100%の達成を目指します。</p> <p>【過去値（2011年度）】 大気 60% 水質 99.2% 騒音 91.2% ダイオキシン類 100%</p> <p>【現状値（2019年度）】 大気 77.8% 水質 98.5% 騒音 95.7% ダイオキシン類 100%</p> <p>【目標値（2030年度）】 いずれの項目も100%</p>  <table border="1" data-bbox="279 772 1300 1444"> <caption>環境基準達成状況</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>過去値 (2011年度)</th> <th>現状値 (2019年度)</th> <th>目標値 (2030年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気</td> <td>60</td> <td>77.8</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>水質</td> <td>99.2</td> <td>98.5</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>騒音</td> <td>91.2</td> <td>95.7</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>全項目100%を目指す</p>		項目	過去値 (2011年度)	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)	大気	60	77.8	100	水質	99.2	98.5	100	騒音	91.2	95.7	100	ダイオキシン類	100	100	100
項目	過去値 (2011年度)	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)																		
大気	60	77.8	100																		
水質	99.2	98.5	100																		
騒音	91.2	95.7	100																		
ダイオキシン類	100	100	100																		

図16 環境基準達成状況

■■ コラム ■■ 本市の公害問題への取り組み

本市では、高度経済成長期に機械金属関連産業やプラスチック関連産業を中心とした産業が発展するに伴って住工混在地域が急速に拡大したため、昭和40年代以降に深刻な公害問題が生じました。

本計画第3章第2節の環境目標3の基本方針1でもふれましたように、本市では独自の公害規制条例を制定するとともに、公害対策の拠点として、「公害監視センター」を設置するなど、公害問題に取り組んできました。

その結果、公害苦情件数は最も多かった1971（昭和46）年度に約1200件ありましたが、2019（令和元）年度には約240件となり、大幅に減少しました。

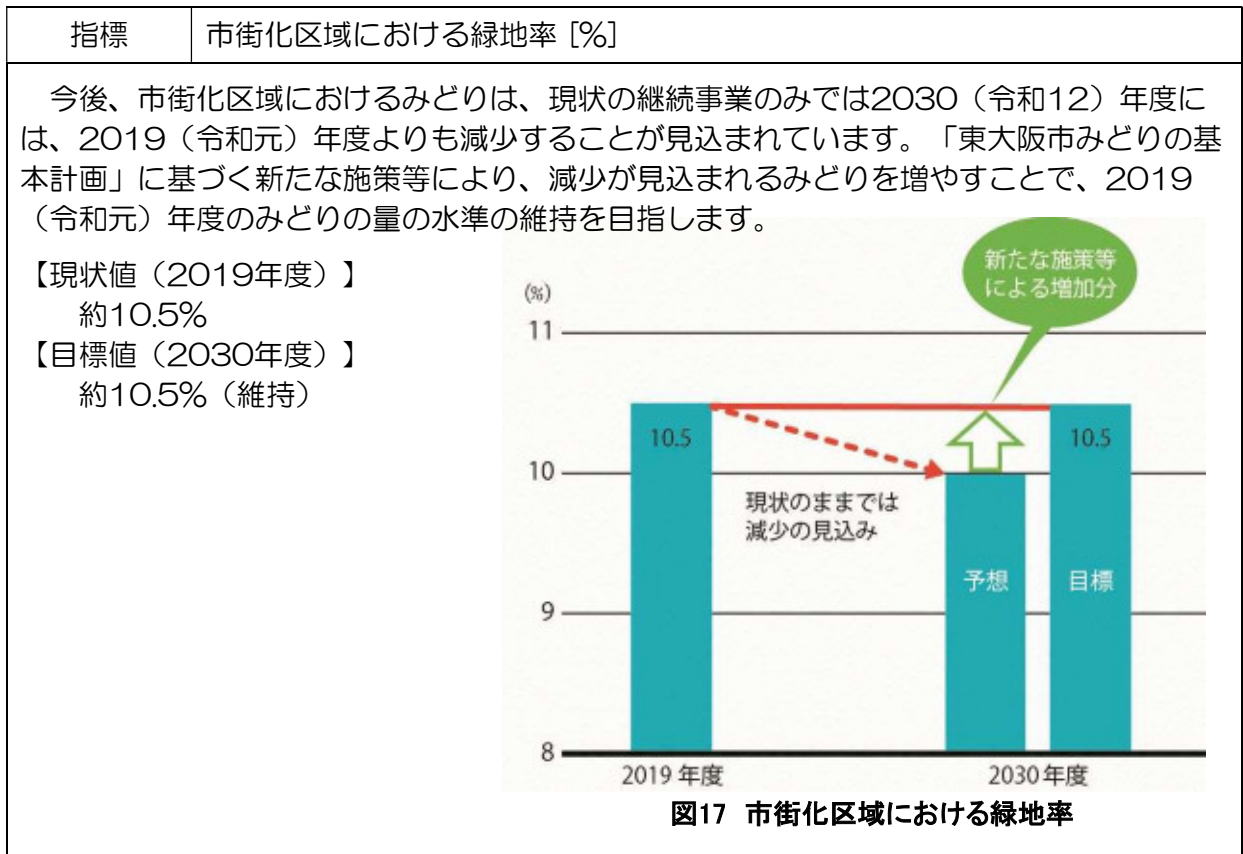
環境目標4：身近な自然をまもり活かすまち



生駒山の豊かな自然や市街地におけるみどりを保全するとともに、生駒山の豊かなみどりをみどりが不足する市街地へつなぎ、みどりのネットワークを形成することにより、人と自然と多様な生物が身近にふれあいながら共生する「身近な自然をまもり活かすまち」を目指します。

基本方針1	生駒山の自然の保全と活用
<p>生駒山の森林が有する多様な機能（※）の維持を図ることにより、生駒山の保全に努めるとともに、レクリエーション拠点として活用を図ります。</p> <p>（※）森林をはじめとするみどりには、①多様な生物の保全や二酸化炭素の吸収などの環境保全機能、②市民生活に安らぎや活力を与える良好な景観形成機能、③災害から住民を守る防災機能、④身近な自然にふれあえる憩いの場としてのレクリエーション機能などの重要な機能があります。</p>	
背景など	<ul style="list-style-type: none"> 生駒山の森林は本市の面積の約16%を占め、本市内でまとまったみどりが存在する地域であり、市民がみどりとふれあえる貴重な場です。また、生き物にとっても生息地として重要な役割を果たしています。 生駒山はレクリエーション利用拠点として3か所の府民の森や、市街地から府民の森へのアプローチルートとして多くのハイキング道が整備され、市民にとって貴重な癒しの場、リフレッシュの場として活用されています。 生駒山は全域にわたり、近郊緑地保全地域及び金剛生駒紀泉国定公園に指定されており、法的な森林保全が行われています。しかし、これまで里山林として継続的に利用されることで適切な管理がなされてきましたが、人の手が入らなくなったことによる荒廃が進み、森林の持つ公益的機能の低下が問題となっています。
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> 東大阪市都市計画マスタープラン 東大阪市森林整備計画

基本方針2	水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入
<p>市民生活にうるおいとやすらぎを提供する環境を確保するため、生駒山の豊かな自然環境と山麓の歴史・文化環境、また市街地の公園・緑地などを、国道308号線、大阪中央環状線、大阪外環状線、河川堤防の緑道化、駅前広場の緑地等によるみどりの軸で連携し、水とみどりと歴史のネットワークを形成します。ネットワークを形成することにより、市街地に日常的に身近なみどりとふれあえる良好な都市環境の形成を目指します。</p> <p>ネットワーク形成にあたり、特に市街地におけるみどりを保全し、増やすとともに、みどりの活用を図ります。</p>	
背景など	<p>生駒山の豊かな自然に対して、本市の西・中地区を中心とする市街化区域ではみどりが乏しい状況であり、社会経済情勢等から、市街化区域におけるみどりは減少傾向となっています。</p>
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> 東大阪市都市計画マスタープラン 東大阪市みどりの基本計画



■ コラム ■ 「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト

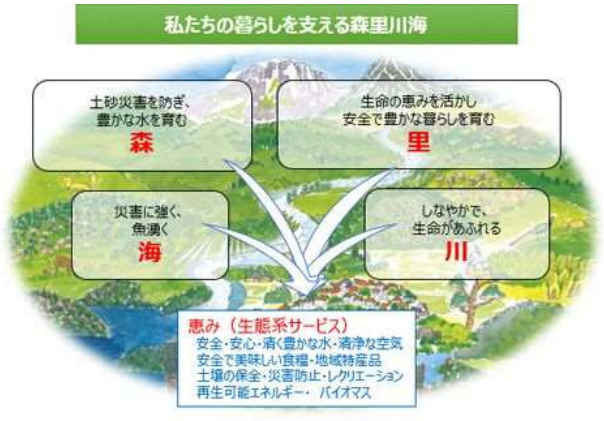
「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトは、国民全体で「森里川海を豊かに保ち、その恵みを引き出すこと」、「一人ひとりが、森里川海の恵みを支える社会をつくること」を目指す環境省のプロジェクトです。

私たちの暮らしは、「森」「里」「川」「海」に象徴される自然の恵みに支えられています。例えば、本市内に海はありませんが、海産資源など、その恩恵にあずかっています。

本来、森里川海は互いにつながり、影響し合って恵みを生み出していますが、行き過ぎた開発や利用・管理の不足などが原因で、そのつながりが絶たれ、それぞれの質が下がっています。また、地球温暖化や人口減少・高齢化といった問題もそのつながりの荒廃に拍車をかけ、私たちの暮らしにも影響が現れ始めています。

私たち一人ひとりが意識や行動を変え、森里川海を支えることができます。買い物をするときは、人や環境にやさしいものを積極的に選ぶ、休日は森里川海の中でゆったり過ごすなど、身近なことからはじめてみましょう。

出典：環境省「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトウェブサイトより引用・加筆



■ ■ コ ラ ム ■ ■ 生物多様性

生物多様性とは、様々な個性をもつたくさんの生物が、ほかの生物や環境とつながり合いながら存在することを示す概念です。生物多様性がもたらす恵みは、私たちの生活を支えています。将来にわたり、私たちが豊かな暮らしを送るためにも、生物多様性を理解し、その保全について考えることは大切なことです。

生物多様性の3つの階層

生物多様性には「生態系（※）の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの階層があり、それぞれの階層が健全に守られることで、豊かな生物多様性が実現します。

（※）生態系とは生き物と、それをとりまく大気や水、太陽の光などの環境とのまとまりのことです。

- 生態系の多様性…生態系が海や川、森林、都市など様々な環境で成立していること。
- 種の多様性…たくさんの種の生物が生きていること。
- 遺伝子の多様性…同じ生物でも遺伝子による様々な「個性」があること。



出典：かごしま生きものラボ
(鹿児島市作成ウェブサイト)

本市における生物多様性

大阪府内には約8,700種の生物が生息しており、本市では、生駒山の森林を中心に、市街地の緑地や公園、河川の水辺地などにも様々な生物が生息していると考えられます。

本計画第3章第2節の環境目標4の基本方針1・2で示したように、生駒山の豊かな自然を保全し、それを市街地の緑地や公園、幹線道路、河川の緑化等によるみどりの軸で連携し、ネットワークを形成することが生物の生息地をまもることとなり、それが本市における生物多様性をまもり、育むことにつながります。

外来生物と生物多様性

外来生物とは、人間によって、もともとの生息地以外の場所から持ち込まれた生物のことです。外来生物は、元々生息していた在来生物との交雑や捕食による生態系への影響、農作物を食べてしまうといった農林水産業への被害、人の生命や身体への影響などの問題を引き起こします。

外来生物のうち、日本の生態系等に特に深刻な問題・被害を及ぼすおそれがある生物を法令で「特定外来生物」として指定し、飼育や運搬などを厳しく制限しています。



カミツキガメ

出典：(地独)大阪府立
環境農林水産総合研究所



クビアカツヤカミキリ

出典：(地独)大阪府立
環境農林水産総合研究所



ヒアリ

出典：大阪府

大阪府内で確認されている特定外来生物（一部）

出典：大阪府「知ろう・伝えよう おおさかの生物多様性」より引用・加筆

トピックス ICTの活用と環境

ICTとはInformation and Communication Technologyの略で、情報・通信を活用してさまざまな人やモノをつなげていく技術の総称です。近年では、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）といったICTの先端技術の発達もあり、あらゆる場面での活用が進んでおり、環境面での改善にもつながっています。

ペーパーレス化による省資源

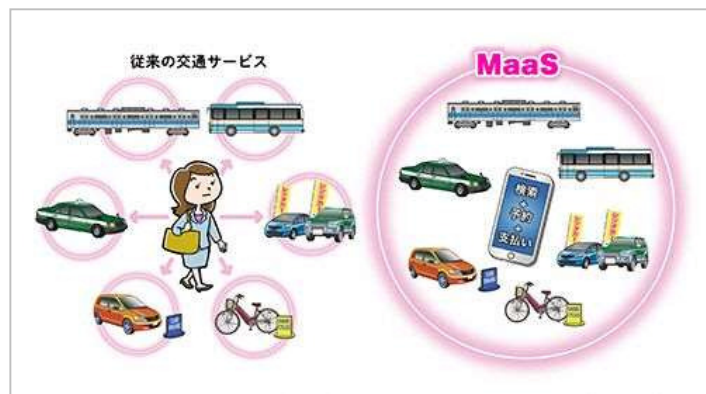
銀行の中には従来の通帳の発行を有料化するところがあり、紙媒体での書類の発行・郵送を有料化する動きも多く見られます。これらは企業のコスト削減の一環ではありますが、スマートフォン等の普及によりモバイルバンキングが一般的になるなど、必ずしも紙媒体への記録が必要なくなった結果とも言えます。

また、会議においてタブレットなどを活用することにより、従来のように紙媒体では資料を配布せず、ペーパーレス化を図るといった取り組みも広がっており、資源の節約につながっています。

MaaSによる移動の最適化

MaaSとはMobility as a Serviceの略で、ICTを活用して、飛行機や電車、バス、タクシーといった、自家用車以外のすべての交通手段による一連の移動を、ひとつのサービスにより完結させることを指します。

MaaSが普及すると交通手段の選択肢が拡大し、マイカーを持たなくても気軽に便利に移動することができます。また、高齢者等の交通弱者にとっても移動の手段が確保されることが期待されます。その結果、マイカーの利用者が減り、大気環境の改善や二酸化炭素の削減など、環境負荷の低減にもつながります。

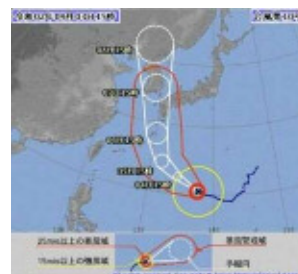


出典：政府広報オンライン

気象災害による被害の低減

近年、急な短時間豪雨や台風の強大化による大規模な災害が全国各地で発生していますが、観測技術を含めたICTの進歩により、台風の進路や降水量といった気象予測の精緻化が進んでいます。

これに伴って、災害予測の精度も向上しており、スマートフォン等を通じて迅速に避難情報等を通知することにより、被害の最小化が図られています。



令和2年台風10号の進路予測
出典：気象庁ウェブサイト



スマートフォンの通知
出典：株式会社NTTドコモウェブサイト

環境目標5：快適に過ごせる魅力のあるまち



本市らしい良好な景観を形成し、快適で魅力のある都市空間を創出することにより、本市に暮らす人も訪れる人も「快適に過ごせる魅力のあるまち」を目指します。

基本方針1	まちの美化推進と本市らしい景観の形成								
<p>地域における清掃活動の支援やごみのポイ捨て・不法投棄対策を進めることにより、まちの美化を推進するとともに、まちの地域の特性に応じた本市らしい良好な景観の形成と歴史的文化的遺産の保全、活用に努めます。</p>									
背景など	<ul style="list-style-type: none"> ごみの不法投棄やポイ捨て等のまちの景観を損ねる行為は依然としてなくなる状況です。 まちの景観について、本市のこれまでのまちの形成過程において、地域の個性や魅力が失われてきており、生駒山を代表とする本市の自然や歴史・文化に根ざした「本市らしさ」が見えにくくなっている状況にあります。 								
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> 東大阪市景観計画 東大阪市文化政策ビジョン 								
指標	<p><指標1> 地域清掃実施件数 <指標2> 文化財や地域の文化的資源を活用した事業の割合</p>								
<p><指標1> 地域清掃実施件数</p> <p>本市では散乱ごみや不法投棄ごみのない快適で美しいまちづくりを推進するため、市内の自治会やボランティア等の団体の方々が定期的実施している地域清掃の支援を行っています。実施件数は増加傾向にあり、今後も実施件数の増加を目指します。</p> <p>【過去値（2013年度）】 549件</p> <p>【現状値（2019年度）】 614件</p> <p>【目標値（2023年度）】 650件</p>									
<table border="1"> <caption>図18 地域清掃実施件数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2013年度</td> <td>549</td> </tr> <tr> <td>2019年度</td> <td>614</td> </tr> <tr> <td>2023年度</td> <td>650</td> </tr> </tbody> </table>		年度	件数	2013年度	549	2019年度	614	2023年度	650
年度	件数								
2013年度	549								
2019年度	614								
2023年度	650								
<p><指標2> 文化財や地域の文化的資源を活用した事業の割合</p> <p>【現状値（2019年度）】45.2% 【目標値（2030年度）】50.0%</p>									

基本方針2 快適で魅力あふれる都市空間の創出	
<p>今後予定されている大阪モノレールの南伸に伴う駅の設置とあわせ、長田・荒本駅周辺を中心拠点をはじめ、にぎわいゾーン、地域拠点内の鉄道駅周辺において、良好な景観形成を図るとともに、商業・業務機能を担う施設や子育て関連などの生活利便施設の立地を促進します。</p> <p>また、市民の身近な憩いの場や、にぎわい創出の場として、民間のノウハウも活用しながら、魅力ある公園の整備を進めるとともに、農地をはじめとした市街地のみどりを保全するよう努めます。</p> <p>さらに、住宅密集地の環境改善や、中古住宅などの活用と流通促進に向けた取り組みを推進し、安全で魅力ある住環境を形成します。</p>	
背景など	本市では人口減少・高齢社会に対応した都市構造を目指すため、「東大阪市立地適正化計画」、「東大阪市総合交通戦略」を策定しています。これらの計画に基づき、まちのコンパクト化と公共交通機関のネットワーク充実を図り、市民にとってさらに利便性の高い都市構造の実現を進めています。
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> 東大阪市都市計画マスタープラン 東大阪市立地適正化計画 東大阪市総合交通戦略 東大阪市みどりの基本計画 東大阪市住生活基本計画
指標	<p><指標1>住宅・住環境に対し満足していると思う市民の割合</p> <p><指標2>公共交通利用率（分担率）</p> <p><指標3>市街化区域における緑地率【環境目標4の指標の再掲】</p>
<p>関連計画を推進する中で各指標の目標達成を目指します。</p> <p><指標1>住宅・住環境に対し満足していると思う市民の割合 【現状値（2017年度）】14.9% 【目標値（2030年度）】20%</p> <p><指標2>公共交通利用率（分担率） 【現状値（2010年度）】19.8% 【目標値（2030年度）】22.2%</p> <p><指標3>市街化区域における緑地率【再掲】 【現状値（2019年度）】約10.5% 【目標値（2030年度）】約10.5%（維持）</p>	

■ コラム ■ スマートムーブ

徒歩や自転車を使う、公共交通機関を利用する、など移動手段を工夫してCO₂排出量を削減しよう、という取り組みを「スマートムーブ」と言います。本市内は公共交通機関として鉄道が充実しており、今後大阪モノレールの南伸も予定されていることから、「スマートムーブ」に取り組みやすい環境であると言えます。

「移動」を「エコ」に。

smart
move

スマートムーブのロゴマーク

上記に示した指標の公共交通利用率（分担率）の数値改善は、自家用車の利用減少と公共交通機関（鉄道・バス・タクシー）の利用増加を表すことから、温室効果ガスの削減にも寄与します。

出典：本市第3次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）より引用・加筆

■ ■ コ ラ ム ■ ■ 本市で実施されている美化清掃活動

市内いっせいクリーンアップ大作戦

本市では、2017（平成29）年度から「市内いっせいクリーンアップ大作戦」として、期間を定めて、市内の清掃活動を自治会、市内学校園、企業、市民団体等の協力の下に実施しています。

「市内いっせいクリーンアップ大作戦」は、本市花園ラグビー場がラグビーワールドカップ2019日本大会の開催会場に選ばれたことから、ラグビーワールドカップをごみのないきれいなまちで迎えることを目的としてスタートしました。ラグビーワールドカップ2019日本大会の開催日であった9月20日の周知も兼ねていたことから、実施時期は9～10月となっています。ラグビーワールドカップ2019日本大会は終了しましたが、今後はまちの美化推進の啓発の一環として、「市内いっせいクリーンアップ大作戦」については引き続き実施します。

また、このような活動の他にも、地域にお住まいの方々が中心となってボランティア団体を結成し、その協力の下、公園の清掃活動を行っています。



2019（令和元）年度の「市内いっせいクリーンアップ大作戦」実施の様子
（本市ウェブサイトより）

恩智川クリーン・リバープロジェクト

河川の清掃活動の1つとして、大阪府と恩智川が流れる4市（大東市、八尾市、柏原市、本市）が協力し、恩智川流域の住民を中心として、美化意識向上にむけた啓発活動や清掃活動を行う「恩智川クリーン・リバープロジェクト」があります。

ワークショップを開催して美化活動やポイ捨て防止の啓発を行うなど、ごみの削減に向けた取り組みを進めています。



清掃活動とパネル展示の様子（大阪府ウェブサイトより）

■ ■ コ ラ ム ■ ■ 水と環境のつながり

本計画において、これまでふれてきた5つの環境分野に水に関する内容があったように、水と環境には深い関わりがあります。

本市と水の関係で言えば、本市には多くの河川が流れていますが、河川は山から平地、海へと流れていく中でその空間どうしをつないでおり、「河川」をキーワードに環境を考えることで、様々なつながりが見えてきます。

河川へ流れていくものと環境のつながり

・生活排水・工場排水（生活環境）

本市では下水道がほぼ完備されており、生活排水や工場排水は下水処理場できれいに処理されてから、河川へ放流され、最終的に海へと流れます。また、一部河川へ直接流れる工場排水についても、法・条例に基づいて規制されています。その結果、現在では本市の河川の水質は非常に良いものとなっています。

・プラスチックごみ（循環型社会・地球環境）

近年、ポイ捨てなどで適切に処理されなかったレジ袋をはじめとするプラスチックごみが海へと流れることにより海洋が汚染され、生態系にも悪影響を与える「海洋プラスチックごみ」が地球規模での大きな問題となっています。

本市域に海はありませんが、河川を通じて大阪湾とつながっています。河川にポイ捨てされたプラスチックごみは、河川を通じて下流域に流れることでその流域でのごみとなり、あるいは海へと流れ、海洋汚染の原因となります。

本市においては、このような河川を通じた下流とのつながりをしっかり認識しつつ、プラスチックごみを減らし、適切な処理を心掛ける必要もあることから、2019（令和元）年8月に「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」を行いました。



←大阪湾の海岸に漂着したプラスチックごみ
（大阪府ウェブサイトより）

河川と生き物のつながり（自然環境）

一方で、河川には様々な生き物が生息しており、小さな生態系が築かれています。また、河川はみどりとみどりをつなぎ、河川が流れていることによって生き物が移動することができ、点在する生態系どうしがつながって、生き物が生き生きと生息することができます。

目指す環境像実現のための仕組みづくり



目指す環境像「豊かな環境を創造するまち・東大阪 ～一人ひとりの行動が未来を築く～」の実現に向けては、今後人口減少、高齢化の進展が見込まれる中で、高齢者層から若年層、さらには子どもたちまで、様々な世代の環境に関わる取り組みへの参加を推進していくことが重要となります。

このことから、様々な世代が環境に関わることができる仕組みづくりを推進します。

基本方針1 環境教育・学習の推進

① 子どもたちへの環境教育の推進

環境に対する意識の醸成には時間を要しますが、柔軟な発想の子どもたちに対し、幼少期から環境の取り組みを進めていくことで、成長してからもそれらの行動を持続されることが期待できます。

また、地球温暖化問題をはじめとする環境問題は、これからの社会を生きていく子どもたちとも密接に関わってくる問題であることから、環境問題が自分たちの将来にどのような影響があるのかについての理解を深めることによって、環境問題に対する意識を高めていくことも重要となります。

このことから、庁内関係部局や地域の方々と連携・協働し、これまで実施してきた環境出前講座等の内容充実・強化を図り、小中学校生や未就学の子どもたちに対する環境教育を推進します。



市民団体と協働で実施した出前講座の様子(紙芝居)

② 幅広い世代の環境学習の推進

子どもたちだけでなく、高校生や大学生、また子育て世代から高齢者まで幅広い世代が環境について学習し、また、生涯学習的な観点でお互いが教え、学びあうことも重要です。

このことから、本市のリージョンセンター等を学習の場として活用した環境に関する講座や体験会、セミナーを開催するとともに、自然とふれあえる場や機会を提供することにより、環境問題への理解を深め、環境配慮行動への変容を促進します。

関連計画 東大阪市生涯学習推進計画

指標

- ・ 出前講座実施回数
- ・ 出前講座参加者数 など

基本方針2 情報発信ツールやイベント等を活用した啓発

本市は行政機関として、国や大阪府が取り組む環境に関する施策についての最新情報が集まることから、その情報をウェブサイトや市政だより、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用して発信し、各主体の環境配慮行動への変容を促進します。

また、本市主催に限らない様々なイベントを通じて、環境に関する情報提供や啓発を行います。



東大阪市グリーンフェスタの様子

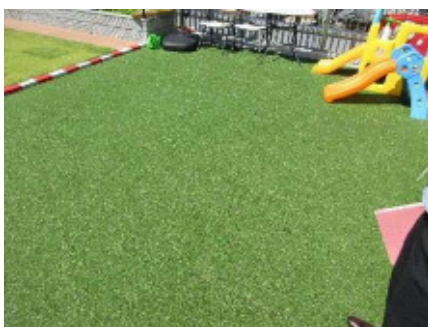
指標

- 市政だより掲載数
- イベント出展回数 など

基本方針3 市民や環境活動団体への側面的支援

環境活動を行う団体や地域の方々は、本市の地域の枠にとらわれることなく、市外においても活動の場を広げていることから、環境活動団体等が交流する場を設けることにより、活動の輪を広げる機会について提供します。

また、本市域内で環境保全活動や環境改善活動を行う団体に対しては、「東大阪市豊かな環境創造基金」を活用して、その活動地域に応じた柔軟な側面的支援を行います。



基金を活用した屋上緑化



基金活用事業のプレゼンテーションの様子

指標

- 豊かな環境創造基金申請団体数
- 環境活動団体交流会参加団体数 など

本計画の策定にあたり、東大阪市立日新高校の生徒会にご協力いただき、「身近な環境配慮行動からSDGsを考える」というテーマでワークショップを実施しました。

ワークショップでは、2グループに分かれ、SDGsの17の目標から、環境と関わりが深い「ゴール6：安全な水とトイレを世界中に」、「ゴール7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「ゴール12：つくる責任 つかう責任」、「ゴール13：気候変動に具体的な対策を」、「ゴール14：海の豊かさを守ろう」、「ゴール15：陸の豊かさも守ろう」の中から1つ、興味のある目標をグループごとに選択し、選択した目標に関わる自身の身近な環境に配慮した行動が、どのように他の目標の実現へ結びついていくかを話し合いました。

例えば、「ゴール12：つくる責任・つかう責任」を選択したグループでは、それに関わる行動である「ものを大切に使うこと」で森林伐採が減ることから、「ゴール15：陸の豊かさも守ろう」につながり、森林伐採が減れば、地球温暖化対策につながることから、「ゴール13：気候変動に具体的な対策を」にも結びつくことに気づきました。

他にも、1つの目標に関する行動が「実はこんなこともつながっていた！」という発見がたくさんありました。ワークショップを通じて、身近な行動が積み重なり、それぞれがSDGsを介してつながることで、世界の環境問題の解決につながっていき、ひいては持続可能な世界の実現にもつながるといった気づきを皆で共有することができました。

このワークショップでは「環境」とSDGsを結び付けることで、高校生が「環境」について考えるきっかけづくりを行いました。このワークショップを通じて、本市の未来を担う若い世代が「環境」に目を向けていくためのきっかけをつくっていくことが、本市のこれからのより良い環境づくりのために、とても大切であることがわかりました。また、今回のワークショップを通じた、環境・経済・社会における相互の「つながり」、身近な環境配慮行動と世界の環境問題との「つながり」などの高校生の気づきや学びは、本計画第2章第2節の基本視点のキーワード「つながり」として取り入れています。



ワークショップの様子



各ゴールのつながりを整理

■ コラム ■ 「東大阪の環境」と「地球温暖化への適応策」について考える 市民懇談会

本計画の策定にあたり、市民の皆さまにご参加いただき、環境について考える市民懇談会を2部制で実施しました。

第1部 テーマ「東大阪の環境」

第1部は、本市に住んでいて普段感じる身近な環境に関する課題と、それをどのように解決していくのかについて、議論しました。

身近な環境に関する課題については、「ごみ」に関する意見が最も多く、課題解決に向けた取り組みとしては、市民への啓発が重要という意見が最も多くありました。

環境分野	身近な環境に関する課題（一部抜粋）	解決に向けた取り組み（一部抜粋）
循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別ができていない プラスチックごみが多い 過剰包装等でごみの量が増加 河川にごみが流れている 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座による子どもたちへの啓発 ・アプリ、SNS等を活用した啓発 ・市公認で注意や指導をする人を配置
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅と工場が混在している 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ機能の強化
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地でみどりが少なく、みどりが感じられない 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人たちによる声かけ ・地域のルールを守る
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ・交通マナーが悪い ・ポイ捨てがあって、まちが汚い 	<ul style="list-style-type: none"> ○その他
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への意識低下 ・コミュニティ機能の低下 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に良い行動をポイントやお金に変えられるような仕組みづくり ・環境に係る各種条例の見直し

第2部 テーマ「地球温暖化への適応策」

第2部は、身近に感じられる地球温暖化の影響と、その影響にどう備えていくか（適応策）について、議論しました。

身近に感じられる地球温暖化の影響として、急な集中豪雨の増加や台風の巨大化など、異常気象や自然災害に関する意見が最も多くありました。地球温暖化の影響への備えとして、ハザードマップの確認や感染症対策の知識の啓発等による、市民への意識啓発が重要という意見が最も多くありました。

市民懇談会を通じて、市民の方々が本市の環境に対して普段感じていることを共有でき、環境教育や啓発などの重要性を改めて認識しました。環境教育や啓発等の環境に関する情報発信については、本計画第2章第2節の基本視点に取り入れています。



グループ別の発表の様子



参加者より出された意見

第4章 計画の推進体制

第1節 総合的な体制づくり

より良い環境づくりを推進するため、市民・事業者・行政・各種団体の各主体間の連携や協働が不可欠です。

市内においては、環境に関する施策を実施するために、環境部局だけでなく、多種多様な分野の部局が連携する必要がある、「東大阪市環境対策委員会」を活用し、本市が行う施策全般について、環境を基調とした配慮が行われるよう総合的な調整を行うとともに、本計画に基づき、各個別計画・関連計画における施策・事業の推進を図ります。



図19 計画の推進体制

第 2 節 計画の進捗管理

本計画の進捗管理にあたってはPDCAサイクルを活用し、各環境目標に設けた指標により進捗状況の確認を行います。

まず、本計画に位置付けた各個別計画・関連計画において施策の推進や施策の立案を行い（Plan）、施策を実施します（Do）。次に、本計画の進捗状況、指標の達成状況等について、年次報告書として取りまとめて東大阪市環境審議会や東大阪市環境対策委員会へ報告し、点検・評価を行います（Check）。最後に東大阪市環境審議会等での意見を踏まえ、本計画の見直しや施策に意見を反映します（Act）。

本計画策定後もこの全体のサイクルを毎年回していく中で、適宜新たな環境指標の採用や目標数値の新規設定や修正を行い、計画の実効性を高めます。

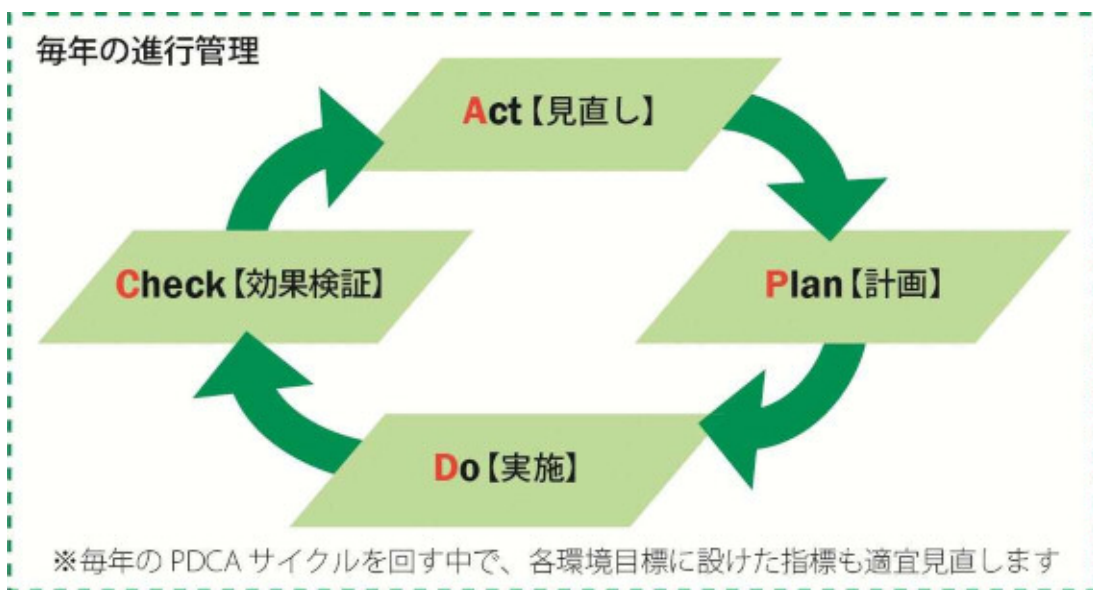


図20 毎年の進行管理

表3 各工程の取り組み主体

工程	主体
Plan【計画】	市民・事業者・行政・各種団体
Do【実施】	市民・事業者・行政・各種団体 特に行政については、 全体の進行管理・マネジメント…環境部 個別計画等に基づく施策の実施…環境部、庁内関係部局
Check【効果検証】	<ul style="list-style-type: none"> 東大阪市環境審議会（市民等による検証） 東大阪市環境対策委員会（庁内における検証）
Act【見直し】	行政を中心として、市民・事業者・各種団体

第3節 各主体による環境配慮行動

本計画第4章第2節で示したPDCAサイクルに基づき、本計画を推進し、見直していくにあたっては、市民・事業者・各種団体・行政が協働・連携しつつ、各々がその役割に沿って、主体的に環境に配慮した行動を実践していくことが必要です。

具体的な行動例については、本市の各関連個別計画に示されていることから、本計画ではその内容の一部を例に紹介します。

環境目標1 地球にやさしい低炭素なまち

▶市民の行動例

- ・日常生活において省エネに努める、排出係数の小さい電力会社を選択する。
- ・移動ではなるべく自転車や公共交通機関の利用に努める。
- ・台風の強大化や短時間豪雨による災害等の地球温暖化の影響に備える。 など

▶事業者・各種団体の行動例

- ・事業活動の過程において、省エネ・省CO₂に寄与する設備や手段の選択に努める。
- ・環境への意識の向上を図るため、従業員への環境教育に努める。
- ・地球温暖化の影響に備え、事業継続計画を策定する。
- ・自らの活動を通じて市民活動への参加を促し、他団体との輪を広げる。 など

▶行政の行動例

- ・本市域の一事業者であることを自覚し、東大阪市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、率先的に地球温暖化対策の取り組みを推進する。
- ・地球温暖化対策に関する情報提供や環境教育・学習を通じて、市民・事業者の意識向上に努める。 など

さらに具体的な行動例は、東大阪市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を参照。

環境目標2 環境負荷が少ない持続可能なまち

▶市民の行動例

- ・買い物時には、マイバッグを活用する。
- ・食品ロス（賞味期限切れで捨てられる食品や食べ残し）を減らす。
- ・外出時には、水筒などのマイボトルを持参する。 など

▶事業者・各種団体の行動例

- ・ごみ減量・リサイクルの意識向上のため、環境やごみに関する社員教育に努める。
- ・マイバッグの活用を推奨し、レジ袋など使い捨てプラスチックごみを削減する。（販売業）
- ・使い捨て製品の使用を削減する。（飲食業・旅館業・サービス業） など

▶行政の行動例

- ・学校や地域に向けたごみ減量・環境教育を推進する。
- ・東大阪市版ごみ分別アプリ「さんあ〜る」で、ごみの分別方法や収集日を周知する。
- ・マイバッグやマイカップ・マイボトルを率先して活用する。 など

さらに具体的な行動例は、東大阪市一般廃棄物処理基本計画を参照。

環境目標3 健康で安心して暮らせるまち

▶事業者の行動例

- 環境関連の法・条例を理解、遵守し、環境汚染の防止や環境負荷の低減に努める。
- 周辺住民とコミュニケーションを図る。 など

環境目標4 身近な自然をまもり活かすまち

▶市民の行動例

- 緑化活動に積極的に取り組む。
- 住まいの庭木や生け垣を増やし、保全する。 など

▶事業者の行動例

- 敷地内のみどりを保全、創出する。
- 積極的な緑化活動を通じて、地域貢献する。 など

▶各種団体の行動例

- 地域の方と身近な自然に親しむ機会を創出する。 など

▶行政の行動例

- みどりに関するイベントを開催し、みどりの情報発信や普及啓発を行う。
- 市民や事業者が取り組むみどりの創出を支援する。 など

さらに具体的な行動例は、東大阪市みどりの基本計画を参照。

環境目標5 快適に過ごせる魅力のあるまち

▶市民の行動例

- ポイ捨てしない。
- 地域の清掃活動に参加する。 など

▶事業者の行動例

- ごみを適正に処分する。
- 地域の清掃活動に参加する。 など

▶行政の行動例

- 「市内いっせいきリーンアップ大作戦」などを通じて、まちの美化推進を啓発する。
- 地域清掃活動を支援する。 など

仕組みづくり

▶市民の行動例

- 環境イベントに参加する。
- 環境教育や出前講座に参加する。
- 地域みんなでチームを作り、子どもたちを育てていく「チーム学校」に協力する。
- 環境に関する情報を収集するよう努める。 など

▶各種団体の行動例

- 東大阪市豊かな環境創造基金を活用して、環境保全活動を行う。 など

●● トピックス ●● **新型コロナウイルス（COVID-19）感染症が環境に与える影響**

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症は2019（令和元）年末に初めて確認され、2020（令和2）年に入り世界的にその猛威を振るい、世界中の人々の暮らしに大きな影響を与えました。

我が国においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、2020（令和2）年4月に「緊急事態宣言」が発出された結果、経済活動は大きく滞りました。

私たちの日常生活においては、手洗いをはじめとした消毒の徹底、3密（密閉・密集・密接）状況の回避など、感染のリスクを低減させる行動変容が求められています。

環境と関係するところでは、例えば、廃棄物処理に関して、医療関係機関は「感染性廃棄物処理マニュアル」、それ以外については「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に沿った適正な処理する必要があります。

**新型コロナウイルスなどの感染症対策としての
ご家庭でのマスク等の捨て方**

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりとらばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

- 1 ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に「締め」のとおりにごみ袋をしっかりと封をしましょう。
- 2 マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとらばります。
- 3 ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。

※万一、ごみ袋の外に触れた場合は、二度にごみ袋に入れてください。

●『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、捨てられたごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。

●ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりとらばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。

環境省

廃棄物取り扱いチラシ（家庭用）

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ
新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も**他の感染性廃棄物と同様に処理可能です（※）**。
※『廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル』に沿って処理してください。

消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう

新型コロナウイルスに感染した方、その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染性廃棄物と同様に処理せず、必ず消毒してから廃棄してください。これまでに同様の感染性廃棄物処理に際した処理の経験がない場合は、必ず事前に消毒してください。

手洗いやマスクを着用して直接触れないよう注意し、感染による感染や、伝染病対策、アルコールによる感染予防など適切な取り扱いをお願いします。

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に梱包しましょう

密閉できる、収納しやすい、持ち運びにくいものであって、感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

① 注射針、マスク等の 鋭利なもの	② 血液等の液体または 汚染したもの	③ 血液等が付着した ガーゼや布類など かさねて処理しないもの
耐穿刺性のある 堅牢な容器	密封しにくい 容器	丈夫なプラスチック製の または、 要冷蔵容器

① プラスチック製容器
② プラスチック製容器
③ プラスチック製容器

※ ①～③が、密閉・梱包する場合は、前向きに、耐穿刺性を併せ持つ、プラスチック製容器を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。

環境省

廃棄物取り扱いチラシ（医療関係機関用）

しかし、求められる行動変容は環境や経済にとってマイナスばかりではありません。例えば、感染対策に有効である「置き配サービス」や「テレワーク」、「ウェブ会議」の導入・普及は、経済活動を維持しながら、移動に伴うCO₂排出量が削減されることから、環境負荷の低減も図ることができます。

新型コロナウイルス（COVID-19）を含め、感染症を引き起こすウイルスも生態系の構成要素であり、未知のウイルスも含めて人類はこの先も共存していく必要があります。従って、求められている行動変容は一過性のものではなく、生活様式や社会構造そのものを根本的に見直す必要もあるかもしれません。

出典：環境省「令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」より一部引用

資料編

1.	策定経過.....	41
2.	東大阪市環境基本条例.....	51
3.	東大阪市環境審議会規則.....	56
4.	東大阪市環境対策委員会設置規程.....	58
5.	本計画の個別計画・関連計画.....	62
6.	用語解説.....	63

1. 策定経過

※会議開催回数については、年度ごとにカウント

令和元年度	
日時	内容
7月9日	第1回東大阪市環境対策委員会 ・東大阪市第3次環境基本計画策定幹事会の設置報告
7月29日	第1回東大阪市第3次環境基本計画策定幹事会 ・東大阪市第3次環境基本計画策定の進め方・スケジュールについて
8月29日	第2回東大阪市第3次環境基本計画策定幹事会 ・東大阪市第3次環境基本計画策定にあたっての課題と方向性（案）について ・地域特性を活かした環境づくりの方向について（総括）（案）について
8月31日 ～9月30日	市民・事業者アンケートの実施
10月20日	市民懇談会の開催
10月29日	第3回東大阪市第3次環境基本計画策定幹事会 ・東大阪市第2次環境基本計画総括（案）について ・市民・事業者アンケート、市民懇談会の実施結果報告
11月6日	第2回東大阪市環境対策委員会 ・東大阪市第2次環境基本計画総括（案）について ・市民・事業者アンケート、市民懇談会の実施結果報告
11月15日	第1回東大阪市環境審議会 ・東大阪市第2次環境基本計画の総括及び市民・事業者アンケート、市民懇談会の実施結果について報告
1月10日	第2回東大阪市環境審議会 ・東大阪市第3次環境基本計画策定に向けた検討について 「10年後の東大阪の環境」をテーマとして議論
2月26日	第3回東大阪市環境審議会 ・東大阪市第3次環境基本計画策定に向けた提言書について
3月11日	東大阪市環境審議会から市長へ東大阪市第3次環境基本計画策定に向けた提言書を提出
3月11日	第4回東大阪市環境対策委員会 第4回東大阪市第3次環境基本計画策定幹事会 ・東大阪市第3次環境基本計画策定に向けた提言書について（報告）

令和2年度	
日時	内容
5月18日	第1回東大阪市環境審議会 ・東大阪市第3次環境基本計画策定について諮問 ・東大阪市環境審議会専門委員会の設置
6月17日	第1回東大阪市第3次環境基本計画策定幹事会 ・東大阪市第3次環境基本計画策定の方向性について
7月6日	第2回東大阪市第3次環境基本計画策定幹事会 ・東大阪市第3次環境基本計画（骨子案）について
7月14日	第1回東大阪市環境対策委員会 ・東大阪市第3次環境基本計画（骨子案）について意見照会
7月29日	第1回東大阪市環境審議会専門委員会 ・東大阪市第3次環境基本計画（骨子案）について審議
8月20日	第3回東大阪市第3次環境基本計画策定幹事会 ・東大阪市第3次環境基本計画（素案）について中間報告
8月25日	第2回東大阪市環境審議会専門委員会 ・東大阪市第3次環境基本計画（素案）について審議
9月18日	第4回東大阪市第3次環境基本計画策定幹事会 ・東大阪市第3次環境基本計画（素案）について意見照会
10月6日	第2回東大阪市環境対策委員会 ・東大阪市第3次環境基本計画（素案）について報告
10月21・30日	高校生によるワークショップの開催（東大阪市立日新高校）
10月29日	第2回東大阪市環境審議会 ・東大阪市第3次環境基本計画（素案）について審議
11月13日	第3回東大阪市環境審議会専門委員会 ・東大阪市第3次環境基本計画（素案）について審議
12月7日	第3回東大阪市環境審議会 ・東大阪市第3次環境基本計画（素案）について審議
12月21日	第5回東大阪市第3次環境基本計画策定幹事会 ・東大阪市第3次環境基本計画（素案）について意見照会
12月25日	第3回東大阪市環境対策委員会 ・東大阪市第3次環境基本計画（素案）について報告
1月7日 ～2月8日	東大阪市第3次環境基本計画策定に係るパブリックコメントの実施 ※実施の結果、意見の提出はなし
2月17日	第4回東大阪市環境審議会 ・パブリックコメント実施結果について ・答申（案）について
2月24日	東大阪市環境審議会より市長へ答申
2月26日	第6回東大阪市第3次環境基本計画策定幹事会 ・東大阪市第3次環境基本計画（案）について報告
3月 日	第4回東大阪市環境対策委員会 ・東大阪市第3次環境基本計画（案）について報告
3月 日	市長決裁により決定

東大阪市環境審議会 委員名簿（順不同・敬称略）

◎：会長 ○：会長職務代理

団体名		氏名
学識経験者	近畿大学	◎黒田 孝義
	大阪教育大学	広谷 博史
	大阪市立大学	○益田 晴恵
	大阪産業大学 名誉教授	○菅原 正孝※
	近畿大学	久 隆 浩
	近畿大学	佐野 到
	大阪樟蔭女子大学	越智 砂織
大阪商業大学	河邊 純	
東大阪市農業委員会		石井 忠和
一般社団法人河内医師会		佐堀 彰彦 津森 孝生※
枚岡薬剤師会		野口 壮一 森 十久子※
東大阪市自治協議会		碓 誠 則 南野 雅美※
東大阪商工会議所		濱谷 和也
東大阪労働団体連絡協議会		嶋田 善一 山口 康一※
東大阪市地域婦人団体協議会		林 佐知子
社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会		義之 清規
東大阪市人権擁護委員会		安西 勝美
特定非営利活動法人東大阪エイフボランタリーネットワーク		中里見 順子
大阪府文化財愛護推進委員		川口 哲秀
東大阪市を緑にする市民の会		大原 増夫
東大阪市消費者団体協議会		松浦 陽子
公募環境団体推薦委員		阿蘇 紀夫 平田 永代 福本 千代美※
公募市民		椎名 悟 中山 民三

※2020（令和2）年4月30日までの委嘱委員

東大阪市環境審議会専門委員会 委員名簿（順不同・敬称略）

◎：委員長

大学名	所属等	氏名
近畿大学	総合社会学部環境・まちづくり系専攻	◎久 隆 浩
近畿大学	理工学部情報学科	佐野 到
大阪市立大学	理学部地球学科	益田 晴恵
大阪樟蔭女子大学	学芸学部ライフプランニング学科	越智 砂織
大阪商業大学	総合経営学部経営学科	河邊 純
大阪教育大学	理事・副学長	広谷 博史
大阪産業大学	大学院人間環境学研究科	花田 眞理子

令和2年3月

東 大 阪 市 長
野 田 義 和 様

東 大 阪 市 環 境 審 議 会
会 長 黒 田 孝 義

東大阪市第3次環境基本計画の策定にあたって（提言書）

東大阪市では、平成23年度に策定した東大阪市第2次環境基本計画（以下「第2次基本計画」という。）について、計画期間が令和2年度までであり、社会を取り巻く状況や環境に関する行政課題の変化を踏まえ、東大阪市第3次環境基本計画（以下「第3次基本計画」という。）の策定を予定しています。

当審議会では、東大阪市が取りまとめた第2次基本計画の総括等を踏まえ、東大阪市の環境において今後重要となる事項について検討を行い、第3次基本計画の策定に対する意見として取りまとめました。

つきましては、別添の事項に十分配慮され、第3次基本計画の策定に向けて取り組まれますようここに提言いたします。

提 言 書

○循環型社会の推進、ごみの問題について

日常生活で排出されるごみは、私たちの身近にある切実な環境問題である。東大阪市では、東大阪市一般廃棄物処理基本計画において「環境にやさしい ごみを出さないまち 東大阪」の基本理念の下、ごみの発生の抑制（リデュース）、製品等の再使用（リユース）、ごみの減量・資源化（リサイクル）の取り組みを進めており、平成30年8月には、大型ごみの有料化、令和元年8月には、世界的なプラスチックによる海洋汚染等の問題から、「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！」宣言を実施している。一方で、現状において、ごみのポイ捨てをはじめ、幹線道路における大型ごみの不法投棄など、市全体において、ごみに係る様々な問題がある。これらの問題は、すぐに解決されるものではないが、審議会における論点を検討し、着実に改善を図り、長期的にごみを出さないまちの実現を目指されたい。

- ・循環型社会の実現に向けてごみ収集の袋を環境負荷のかからない素材にするなどの検討をされたい。
- ・プラスチック製品の低減の観点からマイボトルの促進を進めるとともに、公共施設等における自動販売機の設置を見直されたい。
- ・市内には依然として不法投棄や犬の糞を含むごみのポイ捨てが多く見受けられることから、実行力のある取り組みをさらに検討し、不法投棄やごみのポイ捨て対策を促進されたい。

○子どもたちへの環境教育の推進

環境教育については、市民の行動を変容させていく上では非常に重要である。特に子どもたちへの環境教育は、家庭への波及効果や習慣としての将来持続が期待できる。最近では、国も持続可能な開発のための教育（ESD=Education for Sustainable Development）の中で、環境教育を重要視している。単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、日々の取り組みの中に、持続可能な社会の構築に向けた環境の概念を取り入れ、問題解決に必要な能力・態度を身に付けるための工夫を継続していくことが重要である。環境教育は、全世代が取り組むべきことであるが、特に小中学校に対して環境教育を促進するよう努められたい。また、環境教育の拠点となる施設の整備や現状施設の活用も検討されたい。

○行政の率先的な行動、環境活動の応援

環境の諸問題に対して、行政だけで解決を図ることが難しいが、市民・事業者等との協働を推進していくためにも、行政が率先して取り組む姿勢を示すことは重要である。行政が地域へ出向き、市民・事業者の声に耳を傾けることをはじめ、課題解決のための取り組みの拡充、市民・事業者に対する連携や役割分担の働きかけなど、市民・事業者が東大阪市の環境に愛着を持てるような機運を市役所が率先して醸成されたい。

○市民に分かりやすい内容と周知・啓発

環境基本計画にとどまらず、行政の多くの計画については市民に分かりづらいという課題がある。第3次基本計画の策定に当たっては、キャッチフレーズを設けるなど、できるだけ多く

の人に親しみやすく、分かりやすい内容を心掛けてもらいたい。また市民が手に取って読まなければ、いくらよい計画を作っても意味がないことから、市民・事業者に幅広く読んでもらえるよう様々な手段と丁寧な周知・啓発の工夫をされたい。

○地球温暖化対策について

地球温暖化問題については、今回第3次東大阪市地球温暖化対策区域施策編の答申にも盛り込んでいる。地球温暖化における気候変動の影響は深刻であり、今後更なる温室効果ガスの削減が必要であることから、国や大阪府等の動向を踏まえながら、2050年における温室効果ガス削減目標について実質ゼロを目指されたいと答申したとおり、その未来が現実となるよう着実に取り組みを進められたい。

東大阪環企第309号
令和2年5月18日

東大阪市環境審議会
会長 黒田孝義様

東大阪市長 野田義和

東大阪市第3次環境基本計画の策定について（諮問）

標記のことについて、東大阪市環境基本条例（平成13年3月31日東大阪市条例第8号）第8条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

本市では、「東大阪市環境基本条例」の基本理念に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年3月に現計画である「東大阪市第2次環境基本計画」を策定し、「みんなで引き継ぐ豊かな環境創造都市・東大阪」の環境理念の下、各種環境施策に取り組んできました。

現計画は平成23年度からの10年間を計画期間とし、令和2年度末で計画期間満了を迎えます。また、この間の社会経済情勢や環境の変化、市民意識や行動の変化などを十分に考慮しつつ、時代にあった新たな計画を策定する必要があることから、「東大阪市第3次環境基本計画」の策定について、貴審議会に意見を求めるものです。

令和3年2月24日

東大阪市長 野田 義和 様

東大阪環境審議会
会長 黒田 孝義

東大阪市第3次環境基本計画の策定について（答申）

令和2年5月18日付東大阪環企第309号により、本審議会に対して諮問のありました東大阪市第3次環境基本計画の策定について慎重に審議を行い、別添のとおり結論を得ましたのでここに答申します。

なお、計画の推進にあたっては答申文に十分留意されるよう申し添えます。

答 申 文

○世界や日本全国の状況の注視

経済発展や資源開発などにより、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は限界に達しつつある。その中で世界的にも持続可能な開発目標（SDGs）の採択やパリ協定の発効など、人類の生存基盤である地球環境の保全と、持続可能な社会の実現に向けて大きく動き出している。環境基本計画はこれらと時期を同じくして策定される計画であり、推進にあたっては、市の環境のみならず世界や日本全国の状況にも注視しつつ取り組みを進められたい。

○つながりの創出

環境問題を含めて我が国の様々な社会的な問題は、人と人のつながりが希薄になったことに起因する部分がある。これらの問題解決には、人と人のつながり、人と地域社会のつながり、市民・事業者・各種団体・行政相互のつながりを回復することが重要であり、各主体が意見交換できる場や、交流できる機会の創出を積極的に図るなど、つながりから絆を構築する取り組みを推進されたい。

○地球温暖化対策の取り組みの着実な推進

世界的に気候危機と呼ばれるほど地球温暖化問題は深刻化してきている。東大阪市は国に先駆けて「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目標として掲げており、とりわけ、地球温暖化対策の取り組みを着実に進められたい。

○市民の行動変容促進

豊かな環境を創造していくためには、市民一人ひとりが意識や行動を変えていく必要があり、計画を進めるうえで行政は市民の行動変容を効果的に促すような取り組みを進められたい。あわせて、一人ひとりの行動をつなげて大きな流れを創出されたい。

○環境教育の推進

豊かな環境を創造し、将来世代に引き継ぐためには、様々な世代が自分事として環境に関わるのが重要であるため、環境教育や環境学習をはじめとする機会の創出、充実を図られたい。特に、今後は人口減少や高齢化が進んでいくことから、これからの社会を担う子どもたちに対する環境教育と幅広い世代への環境学習の推進を図られたい。

○市民意見等への対応

計画の推進にあたっては、行政においては市民や市民団体が意見を表明できる環境の整備や、市民意見に対して行政の見解を示すような仕組みを充実させ、周知徹底されたい。さらに、市民の環境への関心を高めるよう工夫されたい。

○身近な環境問題の解決

計画の根底には市民一人ひとりが感じている身近な環境問題があり、計画の推進に当たっては、それらの解決につながるような施策や事業を展開されたい。

○東大阪市の関連計画との整合による適切な進行管理

環境基本計画は東大阪市の環境分野における総合計画であるため、環境分野の道標・指標として東大阪市の各個別関連計画との整合を図り、適切な進行管理を図られたい。

○周知・啓発方法の工夫

市民や事業者、各種団体に広く理解されるよう、丁寧な周知・啓発を図られたい。また、当面はコロナ禍における周知・啓発方法を工夫されたい。

2. 東大阪市環境基本条例

平成13年3月31日

東大阪市条例第8号

東大阪市の環境保全に関する基本条例（昭和48年東大阪市条例第8号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条・第8条）

第3章 環境の保全及び創造のための施策（第9条—第23条）

第4章 地球環境保全の推進（第24条）

第5章 東大阪市環境審議会（第25条）

附則

人は、自然の恵みのもとで、生命を育み、文化・文明を発展させてきた。

しかし、近年の急速な社会経済の発展は、私たちに物質的な豊かさや飛躍的な利便性をもたらしたが、一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、環境への負荷を増大させ、自然の生態系にまで影響を及ぼし、私たちの生命と生活の源である地球の環境が脅かされるまでに至っている。

もとより、すべての市民は、将来にわたり豊かな環境を享受し、安全で健康かつ文化的な生活を営む基本的な権利を有するとともに、かけがえのない地球を守り、豊かな環境を保全しながら将来に引き継いでいかなければならない。

私たちの住む東大阪市は、先人が大和川の付替えや新田開拓により発展の礎を築き、生駒山の豊かな緑を後背地に、幹線道路や流通拠点の整備が進む中で人口と事業所が集中し、活力ある中小企業や若い人々を育む大学が集まるなど、多様で個性ある都市を形成している。

本市は、環境行政の基本として、市域における公害を未然に防止し、あわせて地域環境の改善を図るための施策を積極的に進めてきた。今後、さらに、地球環境にも配慮しながら、人の営みと自然が調和した環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に努める必要がある。

よって、本市に集うすべての人々の協働のもとに、豊かな環境を保全及び創造するとともに、これを将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、東大阪市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことができる豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承されるように行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、自然の生態系が健全に維持され、人と自然が共生する都市が実現されるように行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの立場から自らの行動及び事業活動を見直し、あらゆる社会経済活動その他の活動に、資源の循環的な利用等環境への配慮を取り入れることによって、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されるように行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、市民及び事業者が自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において環境に配慮した行動を行うこと等により、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するとともに、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する自発的な活動を支援する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、環境の保全及び創造のための活動を自発的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に係る必要な措置を自主的かつ積極的に講ずるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力す

る責務を有する。

- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその再使用、再利用及び適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全及び創造に関する基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 公害を防止し、及び大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 潤いと安らぎのある魅力ある都市空間の形成、地域の個性を活かした都市景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用等により、快適な都市環境を創造すること。
- (3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全し、人と自然が共生できる豊かな環境を確保すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生抑制等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境保全に資する社会を創造すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東大阪市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、東大阪市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造のための施策

(施策の策定等に当たっての措置)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置

を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置等)

第11条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する活動が促進されるように、経済的な助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民等に係る適正で公平な経済的負担の措置について、調査及び研究を実施し、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるものとする。

(快適な都市環境の創造等)

第12条 市は、快適な都市環境を創造するため、潤いと安らぎのある魅力ある都市空間の形成、地域の個性を活かした都市景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、人と自然が共生できる豊かな環境を確保するため、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第13条 市は、公共下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等の快適な生活環境を創造するための施設の整備を推進するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の推進等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生抑制等を積極的に推進するものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生抑制等が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第15条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進等)

第16条 市は、市民等による自発的な緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者が、その事業活動に伴って生じる環境への負荷を低減するために行う環境保全に関する目標の設定、達成状況の評価等の自主的な実施が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第15条の教育及び学習の振興等並びに前条の自発的な活動の促進等に資す

るため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の参加等)

第18条 市は、市民等の参加、協力及び連携により環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(監視体制の整備等)

第19条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(公害に係る健康被害の救済)

第21条 市は、公害に係る健康被害の救済を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(年次報告)

第23条 市長は、毎年、環境の状況並びに市長が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第4章 地球環境保全の推進

第24条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、市民等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等に努めるものとする。

第5章 東大阪市環境審議会

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、東大阪市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 環境基本計画に関し、第8条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、法令（条例を含む。）の規定によりその権限に属せられた事務

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第8条第3項及び第25条の規定は、規則で定める日から施行する。

3. 東大阪市環境審議会規則

平成13年6月15日
東大阪市規則第37号

改正

平成15年3月28日規則第18号
平成17年6月15日規則第65号
平成20年3月31日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市環境基本条例（平成13年東大阪市条例第8号）第25条第4項の規定に基づき、東大阪市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体その他の団体の役員
- (3) 前2号のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員会)

第7条 特別な事項を調査審議させるため、審議会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、専門委員10人以内で組織する。
- 3 専門委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱し、当該特別事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員会に委員長を置き、専門委員の互選により定める。
- 5 委員長は、専門委員会を主宰する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置き、本市職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(関係人の出席)

第9条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年8月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定による委嘱後最初の審議会の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。

附 則(平成15年3月28日規則第18号抄)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月15日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第23号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

4. 東大阪市環境対策委員会設置規程

平成11年11月9日

東大阪市訓令第6号

改正

平成13年3月31日訓令第8号
平成15年3月31日訓令第10号
平成17年3月31日訓令第4号
平成18年6月12日訓令第8号
平成19年2月8日訓令第3号
平成20年5月28日訓令第8号
平成20年6月17日訓令第11号
平成24年3月30日訓令第7号
平成24年5月1日訓令第9号
平成25年3月29日訓令第3号
平成26年3月31日訓令第2号
平成27年3月31日訓令第4号
平成28年3月25日訓令第2号
平成28年3月28日訓令第4号
平成28年3月31日訓令第5号
平成28年11月29日訓令第15号
平成29年3月31日訓令第3号
平成30年4月1日訓令第3号
平成30年4月23日訓令第5号
令和元年5月13日訓令第1号
令和2年3月31日訓令第6号

(設置)

第1条 本市の環境の保全及び創造に関する基本となる事項を協議及び調整するため、東大阪市環境対策委員会（以下「環境対策委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 環境対策委員会は、次の各号に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 環境の保全及び創造に係る施策の策定及び推進に関すること。
- (2) 環境に影響を与える重要な事項その他環境の保全に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 環境対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は市長を、副委員長は副市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職その他市長が指定する職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、環境対策委員会を代表し、環境対策委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が定める順序に従い、その職務を代理する。

(会議)

第5条 環境対策委員会は、必要に応じて会議を開くものとする。

2 環境対策委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

(部会)

第6条 環境対策委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、部会長及び部会員で組織する。

3 部会長は副委員長のうちから、部会員は委員のうちから、それぞれ委員長が指名する。

4 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、これを主宰する。

(幹事会)

第7条 環境対策委員会に、所掌事務の具体的事項の協議及び調整を行うため、幹事会を置く。

2 幹事は、委員長が指名する者をもって充てる。

3 幹事会の会議は、必要に応じて委員長が指名する者（以下「幹事長」という。）が招集し、これを主宰する。

4 幹事会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第8条 幹事会に、幹事長が指定する事項について調査研究をするため、幹事が推薦する職員をもって組織するワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの会議は、必要に応じて幹事長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第9条 環境対策委員会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、環境対策委員会の運営等について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この訓令は、令達の日から施行する。

2 東大阪市快適環境推進会議設置規程（平成3年東大阪市訓令第13号）は、廃止する。

附 則（平成13年3月31日訓令第8号抄）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日訓令第10号抄）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月12日訓令第8号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成19年2月8日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月28日訓令第8号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成20年6月17日訓令第11号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第7号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月1日訓令第9号）

この訓令は、東大阪市病院事業に地方公営企業法の全部を適用するための関係条例の整備に関する条例（平成23年東大阪市条例第20号）の施行の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第3号）

この訓令は、東大阪市下水道事業に地方公営企業法の全部を適用するための関係条例の整備に関する条例（平成24年東大阪市条例第52号）の施行の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日訓令第4号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月29日訓令第15号）

この訓令は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月23日から施行する。

附 則（平成30年4月23日訓令第5号）

この訓令は、令和元年5月13日から施行する。

附 則（令和元年5月13日訓令第1号）

この訓令は、令和2年3月31日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第6号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第18条中東大阪市車両の管理、運行等に関する規程第7条の改正規定は、令達の日から施行する。

別表（第3条第3項関係）

理事	消防局総務部長
危機管理監	消防局警防部長
公民連携協働室長	会計管理者
市長公室長	上下水道事業管理者
企画財政部長	上下水道局次長
行政管理部長	上下水道局経営企画室長
都市魅力産業スポーツ部長	上下水道局水道総務部長
人権文化部長	上下水道局水道施設部長
税務部長	上下水道局下水道部長
市民生活部長	教育長
福祉部長	教育次長
生活支援部長	教育監
子どもすこやか部長	教育委員会事務局学校教育部長
健康部長	教育委員会事務局社会教育部長
環境部長	選挙管理委員会事務局長
都市計画室長	監査委員事務局長
交通戦略室長	公平委員会事務局長
土木部長	農業委員会事務局長
建築部長	議会事務局長
消防局長	

※設置規程第3条第3項に規定するその他市長が指定する職にある者

新型コロナウイルス感染症対策事業室長

東大阪市第3次環境基本計画策定幹事会

環境部次長（幹事長）	都市計画室次長
公民連携協働室次長	交通戦略室次長
企画財政部企画室企画課長	土木部道路管理室道路管理課長
都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室次長	土木部道路整備室道路整備課長
都市魅力産業スポーツ部農政課長	土木部みどり景観課長
人権文化部文化室文化のまち推進課長	土木部公園課長
人権文化部文化室文化財課長	土木部河川課長
健康部地域健康企画課長	上下水道局水道総務部水道総務課長
環境部環境企画課長（副幹事長）	上下水道局下水道部下水道計画総務室次長
環境部循環社会推進課長	教育委員会事務局学校教育部学校教育推進室次長
環境部環境事業課長	教育委員会事務局社会教育部社会教育課長
環境部美化推進課長	
環境部公害対策課長	
環境部産業廃棄物対策課長	

5. 本計画の個別計画・関連計画

計画名称	策定・改定年月
東大阪市都市計画マスタープラン	2013（平成25）年3月
東大阪市住生活基本計画	2018（平成30）年3月
東大阪市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	2019（平成31）年3月
東大阪市総合交通戦略	2019（令和元）年11月
東大阪市立地適正化計画	2019（令和元）年12月
東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	2020（令和2）年3月
東大阪市森林整備計画	2020（令和3）年3月
東大阪市景観計画	2020（令和2）年11月改定 2021（令和3）年4月1日施行
東大阪市第3次文化政策ビジョン	2021（令和3）年3月
東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）	2021（令和3）年3月
東大阪市みどりの基本計画	2021（令和3）年3月
第四次東大阪市生涯学習推進計画	2021（令和3）年3月

2021（令和3）年3月末時点

6. 用語解説

	用語	意味
英数	COP	Conference of the Parties の略であり、条約を締結した国が集まる会議のこと。それぞれの条約で開催されており、COP の次に数字付けて何回目の会議であることを示す。我が国では国連気候変動枠組条約の第 3 回締約国会議が京都市で開かれた前後から COP という言葉が使われるようになったことから、国連気候変動枠組条約の締約国会議を指す名称として用いられることもある。
	IPCC	気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 (昭和 63) 年に国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立された。
	SNS	Social Networking Service の略であり、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスの総称。友人同士、同じ趣味を持つ人同士、近隣地域の住民といった限定された範囲とすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能とする。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えている。
あ行	アスベスト	天然に産する鉱物繊維のことをいい、耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などに優れ、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品など様々な用途に広く使用されてきた。しかし、空中に飛散したアスベストを吸入することにより、肺がんや中皮腫などの病気を引き起こす恐れがあるため、現在では使用禁止となり、建築物等におけるアスベスト除去作業時には、大気汚染防止法等に基づく届出や作業基準の遵守などの規制が行われている。
	一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法) (※) で定められた「産業廃棄物以外の廃棄物」。具体的には、家庭や食堂、商店、事務所などから排出される台所ごみ、紙くずなどのこと。 (※) 廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。
	オゾン層の破壊	オゾン層は、地球を取り巻く厚さ 20km のオゾンを多く含む層で、生物に有害な紫外線の多くは、この層で吸収される。フロンガスなどの影響で、オゾン層が破壊される「オゾンホール」という現象により、地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。近年はフロンガス等の規制により、大気環境中のオゾン破壊物質が減少し、オゾンホールの長期的な拡大傾向はみられず、回復傾向にある。
	温室効果ガス	地球は太陽からのエネルギーの一部を赤外線形で外部に放出しているが、これを一部地表へ再放射する性質を持つ気体を温室効果ガスといい、二酸化炭素やメタン、フロン、亜酸化窒素などがある。

	用語	意味
か行	カーシェアリング	1台の自動車がある地域のコミュニティに属した複数の会員で利用する自動車の利用形態のこと。
	海洋酸性化	大気中の二酸化炭素が増えると、海水に溶け込む二酸化炭素が増えることによりpHが下がり、海水のアルカリ性が下がること。産業革命前に比べて0.1程度pHが低下していると推定される。
	環境基準	環境基本法の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のこと。
	環境（への）負荷	人間の活動が環境に与える悪影響。環境基本法では、第1条第1項において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に与えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものと定義されている。汚染物質などが排出されることによるもの以外にも、動植物などの自然物が損なわれることによるもの、自然の景観が変更されることによるもの、また、二酸化炭素のように徐々に蓄積して支障を招く可能性のあるものも含まれている。
	気候変動	長い時間で見られた気候の変化のことであり、火山の噴火や太陽活動の変化などによる自然的要因と、人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加や森林破壊などの人為的要因とによって引き起こされる。近年は大量の化石燃料の消費による大気中の二酸化炭素濃度の増加による地球温暖化に対する懸念が強まり、人為的な要因による気候変動に対する関心が強まっている。
	近郊緑地保全地域	大都市近郊において、無秩序な市街化の防止や住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定される地域。
	公共交通分担率	人が目的をもってある地点からある地点へ移動（トリップ）したときの交通手段（複数の手段の場合は鉄道・バス・自動車・二輪車・徒歩の優先順位とする）のうち、公共交通である鉄道・バス・タクシーが占める割合のこと。
さ行	里山林	集落近くにあり、薪炭用木材の採取や山菜取り、また、落ち葉を肥料として利用するなど、地域住民の生活と密接に結びついて存在している森林の総称。
	産業廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令で定められた工場などの事業活動から出る廃棄物で、燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類、がれき類など20種類が指定されている。
	酸性雨	硫黄酸化物・窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中で酸化し、硫黄や硫酸などの形となって生じた酸性度の高い雨をいう。一般に雨水のpHは大気中の二酸化炭素との平衡によりpH5～6程度といわれており、それよりも低い値を示す雨水を酸性雨と呼んでいる。森林・湖沼などの生態系や文化財に影響を及ぼし地球的規模の問題となっている。

	用語	意味
	事業継続計画	事業者が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態の発生を想定して、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。英語表記の Business Continuity Plan を略して BCP とも呼ばれる。
	実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）	「実質（排出量）ゼロ」は、人為的な発生源による温室効果ガス排出量と、森林等による吸収量が均衡することであり、2050年実質排出量ゼロを目指すことを表明した地方公共団体は「ゼロカーボンシティ」と呼ばれる。
	循環型社会	廃棄物などの発生抑制、エネルギーの有効利用、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
	生態系	地域にすむすべての生物とそれらを取り囲む環境をまとめて、そこでの食物連鎖などに伴う様々な物質（炭素・窒素などの栄養物質など）やエネルギー（太陽エネルギーがもとになっている）の流れによって複雑に結ばれた体系として捉えたもの。
	生物地球化学的循環	生態学や地球科学において、生態系の生物や無生物を循環する元素や分子の循環経路を指す用語。全体として元素は再利用されるが、循環経路の中には元素が長時間に渡って蓄積される部分も含まれる。
	生物多様性	生態系、種、遺伝子の3つの多様性を包含したもので、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けていける状態。
	扇状地	河川が山地から低地に移り、流れがゆるやかになる所に堆積物が積もってできる扇形の地形のこと。
た行	ダイオキシン類	人間が作り出した最強、最悪の毒物ともいわれる化学物質で、塩素数や結合位置の差により異なる222種類の異性体の総称。異性体の種類によっては、毒性が強く、催奇形性や発ガン性があるものもある。主に都市ごみの焼却場の焼却工程や、製紙工場の塩素漂白工程などによって生成する。
	大気エアロゾル	空気中には、粉塵、煙、ミスト、大気汚染物質など様々なものが浮遊しており、これらを総称して大気エアロゾルと呼ぶ。発生源は、土壌粒子や海塩粒子のような自然起源と、ばいじんやディーゼル黒煙のような人為起源とに分けることができる。
	太陽光発電	シリコンなどの半導体からなる太陽電池を用いて、太陽光エネルギーを直接電気に変換して利用するもの。
	地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

	用語	意味
	地球温暖化	大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表面から宇宙へ放出される赤外線を吸収する性質をもち、この作用によって地表の気温が保たれている。人間活動による二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなどの温室効果ガス濃度の増加は地球の温暖化をもたらす、その結果、気候の変化、海面水位の上昇などが生じ、農業生産の地域特性が変化したり、低地が水没したり、地球各地の自然生態系が変化するなど環境及び社会経済に大きな影響を及ぼすことになると懸念されている。
	土壌	地表に近い有機物を含んだ土のことで、植物の育成、水の涵養など地球上の物質循環上重要な機能を有している。生成には長期の年月を必要とすることから、保全の必要が高まりつつある。
な行	二酸化炭素の吸収源	温室効果ガスの多くを占める二酸化炭素を大気中から取り除くような働きをするものを指す。植物は大気中の二酸化炭素を吸収し、光合成によってそれを有機物として固定・蓄積し生長することから、森林をはじめとした緑を整備することにより、二酸化炭素の吸収量を増やすことが期待できる。
は行	パートナーシップ	様々な違った立場の組織や人が自らの責任と役割を自覚し、互いの立場を尊重しながら共通の課題に取り組むための協力関係で結ばれること。
	ヒートアイランド現象	都市部において、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、ビルの冷房の排気熱、車の排気熱などの影響により、気温がまわりの地域に比べて高くなる現象。等温線を描くと都市部が島の形に似ることからヒートアイランド現象と呼ばれる。
	東大阪市豊かな環境創造基金	地球環境への負荷の低減、地域環境の改善その他の豊かな環境を創造する事業を実施するため、2008（平成20）年4月に創設した基金。
わ行	ワークショップ	経験や立場、年齢の異なる様々な人々が参加し、組織の枠を超えた参加者の共同作業の中からある成果を創造する行為、活動をいう。